

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

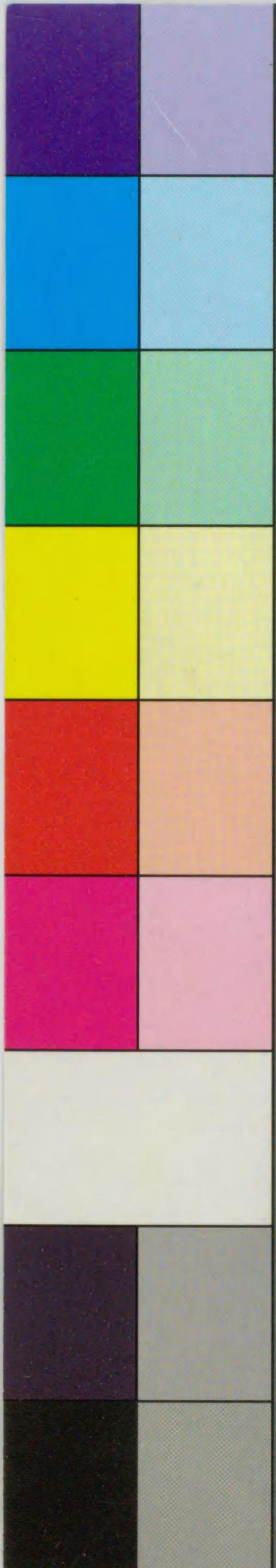
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



inches 1 2 3 4 5 6 7 8
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



141
240

廣政昭記録

附信支顯祖之銘

廣

五

五

141-240



政
版
記
錄

附信夫顯祖事蹟



目次

口繪寫眞……十個

寛政版本筆者信夫道別の事と家

寛政版寶生流謠曲本碑文

歌學者歌人謠本書家、源道別翁

道別の書

寛政版記録(信夫顯祖事蹟)

謠卷物二百十卷

寛政版と昭和版(一將監と私)

謠本の改訂と寛政版への感謝

寛政版を閉づる時

寛政版供養の記

寛政版供養會展覽品目錄

平沼淑郎(三)

織田小覺(三)

五十嵐力(二四)

杉山令吉(三〇)

矢野正吉(三)

織田小覺(七)

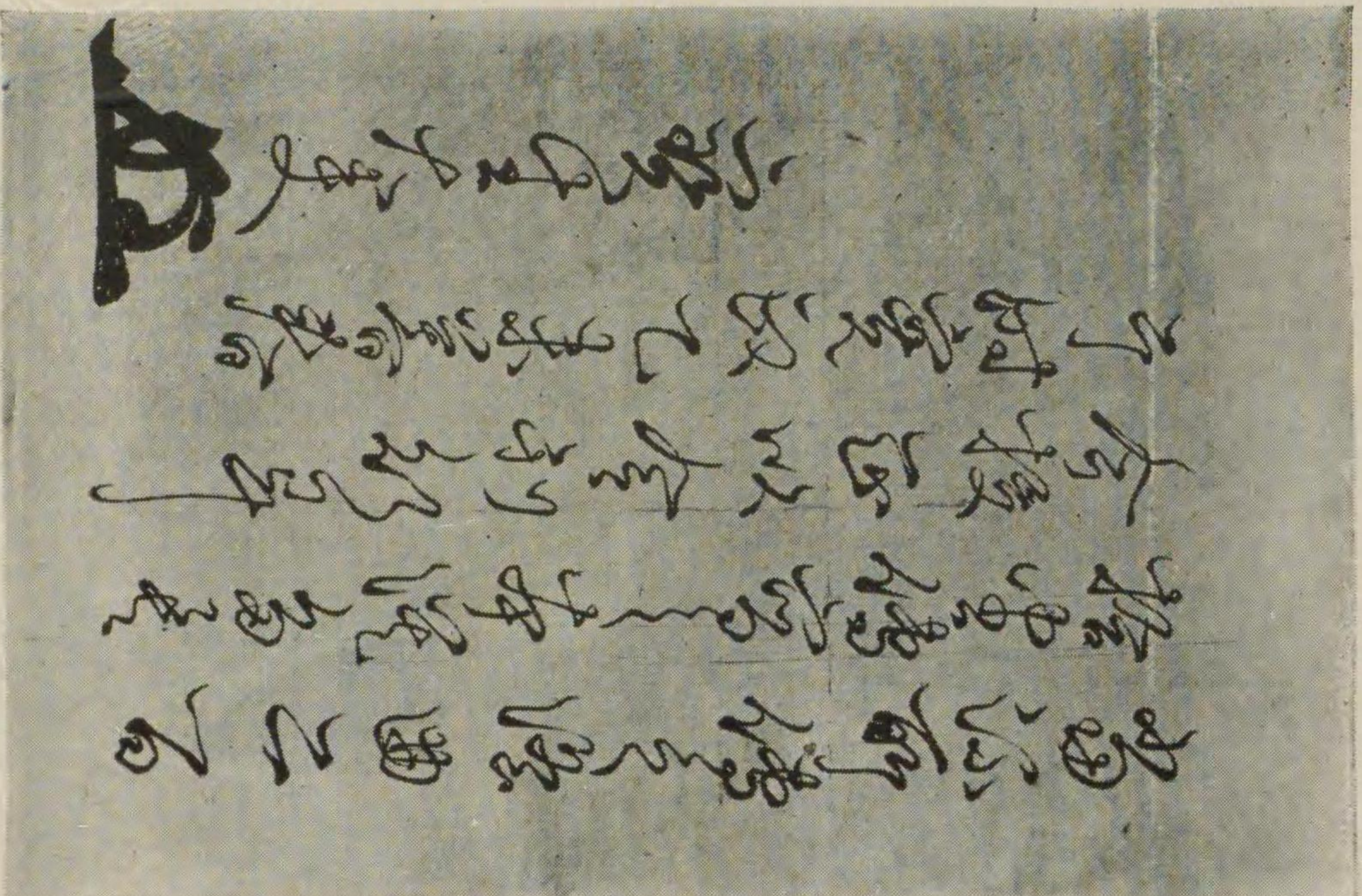
寶生重英(八一)

江島伊兵衛(八三)

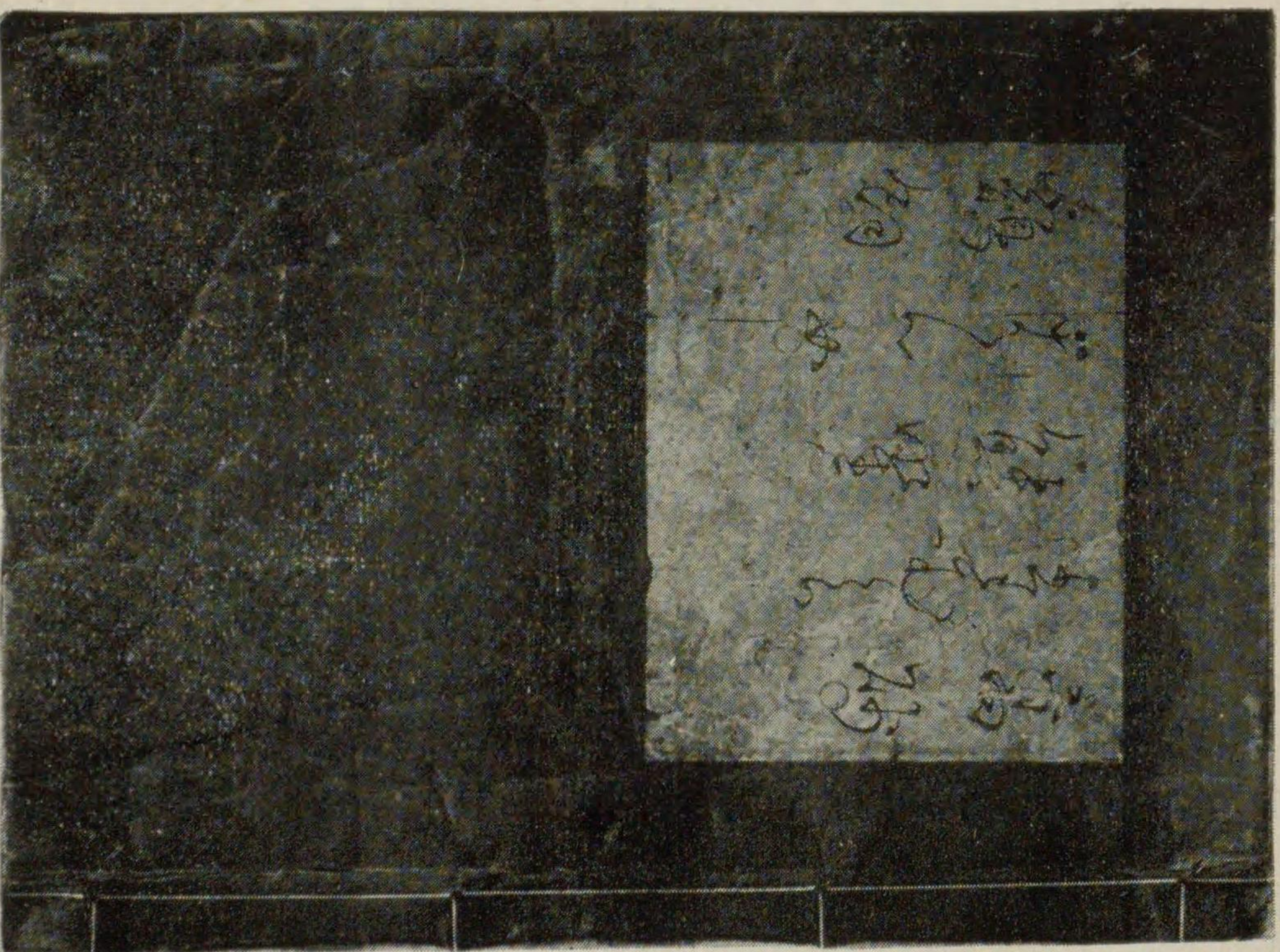
吉田魯洋(七)

魯洋(九二)

(九四)



〔藏所家爵侯田前〕板初版政寛



毎山 有春色
 春のふりかへるに
 かなしくなる

祝
 都の南より
 吹く風

清風生松心
 槐葺書

〔藏所家田安〕筆(別道)祖顯夫信

槐葺源顯夫書

中務 中務御数度親王女
 女伊勢御息所
 秋風吹く
 新緑は

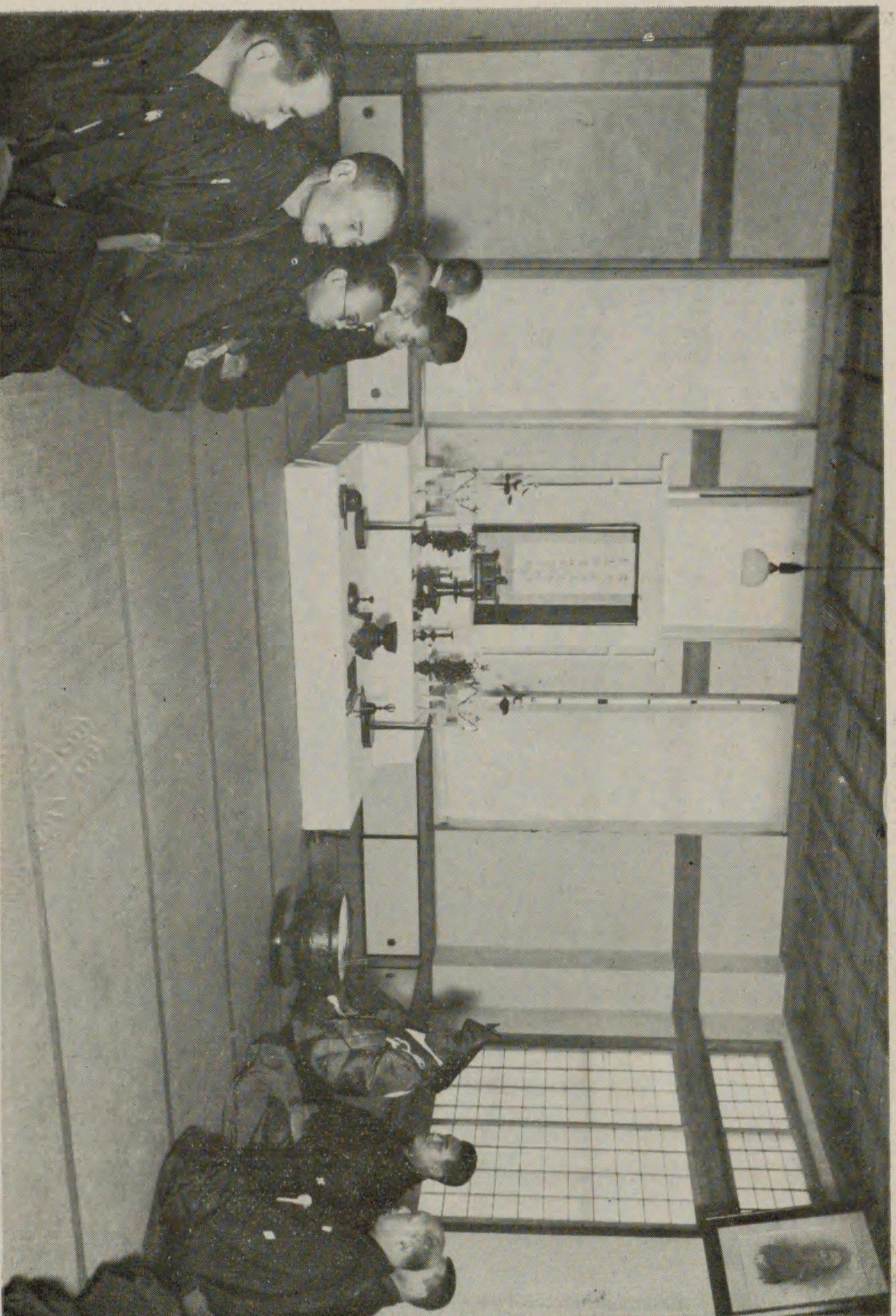


筆祖顯夫信(藏所家田安)抄繪仙歌

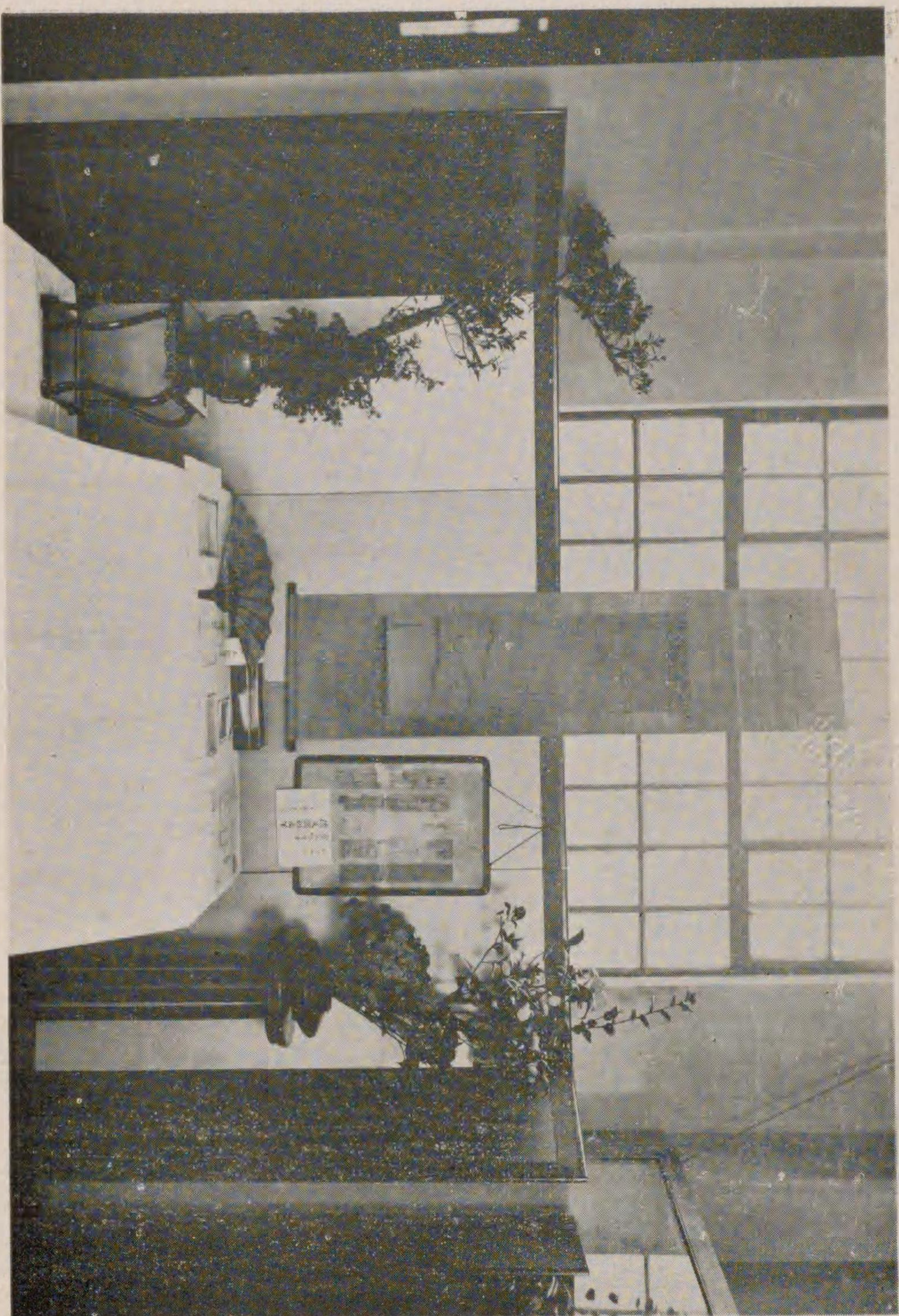
札
 海人懐中筆
 進由
 七能
 七能
 七能
 七能

廣昭
 照若
 俊寛
 弘禪如後傳
 經書長口
 是泉白頭
 右
 柳菴長谷原家
 柳菴長谷原家
 七月
 養正養正

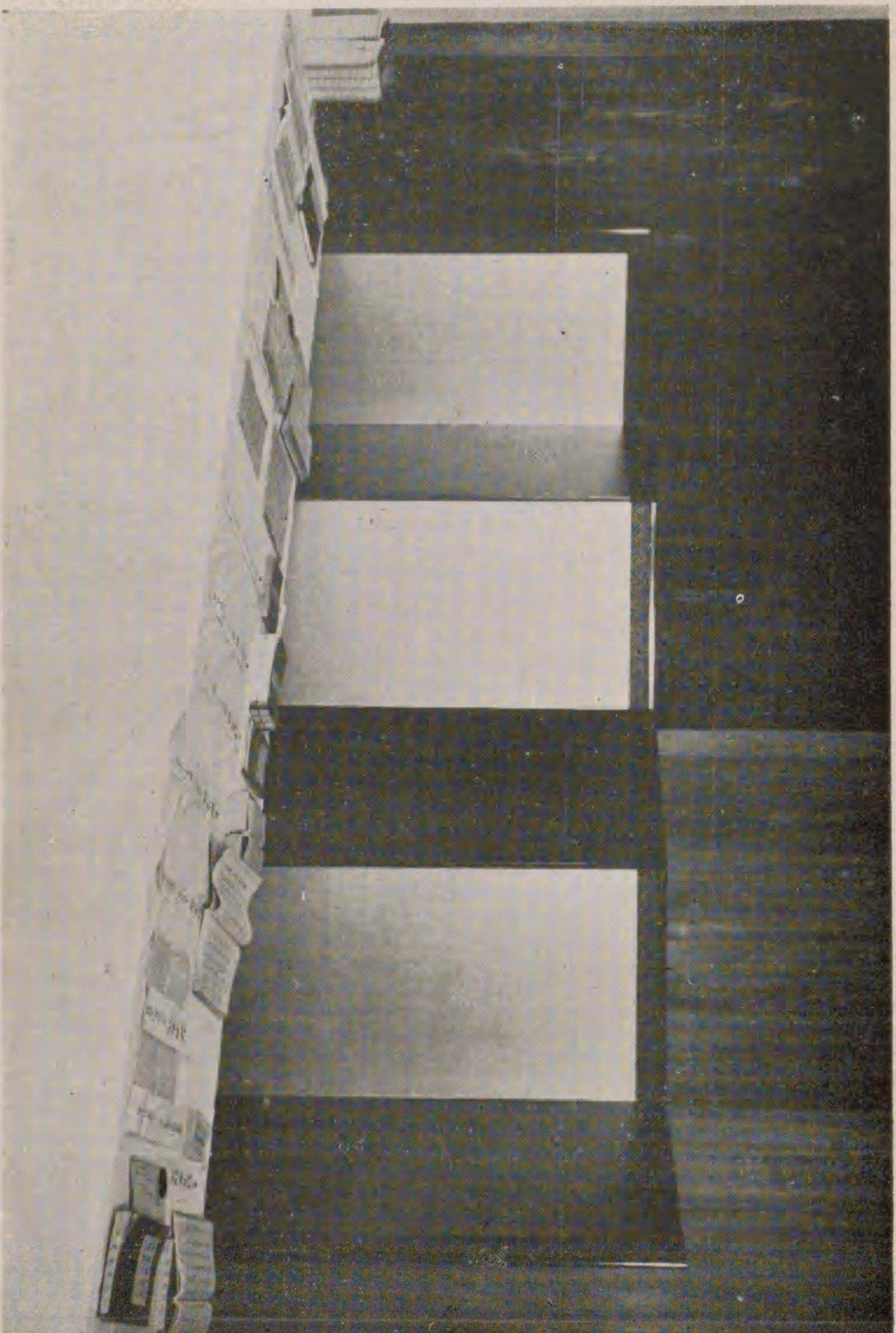
〔藏所家爵侯田前〕 狀免夫太生實代四十



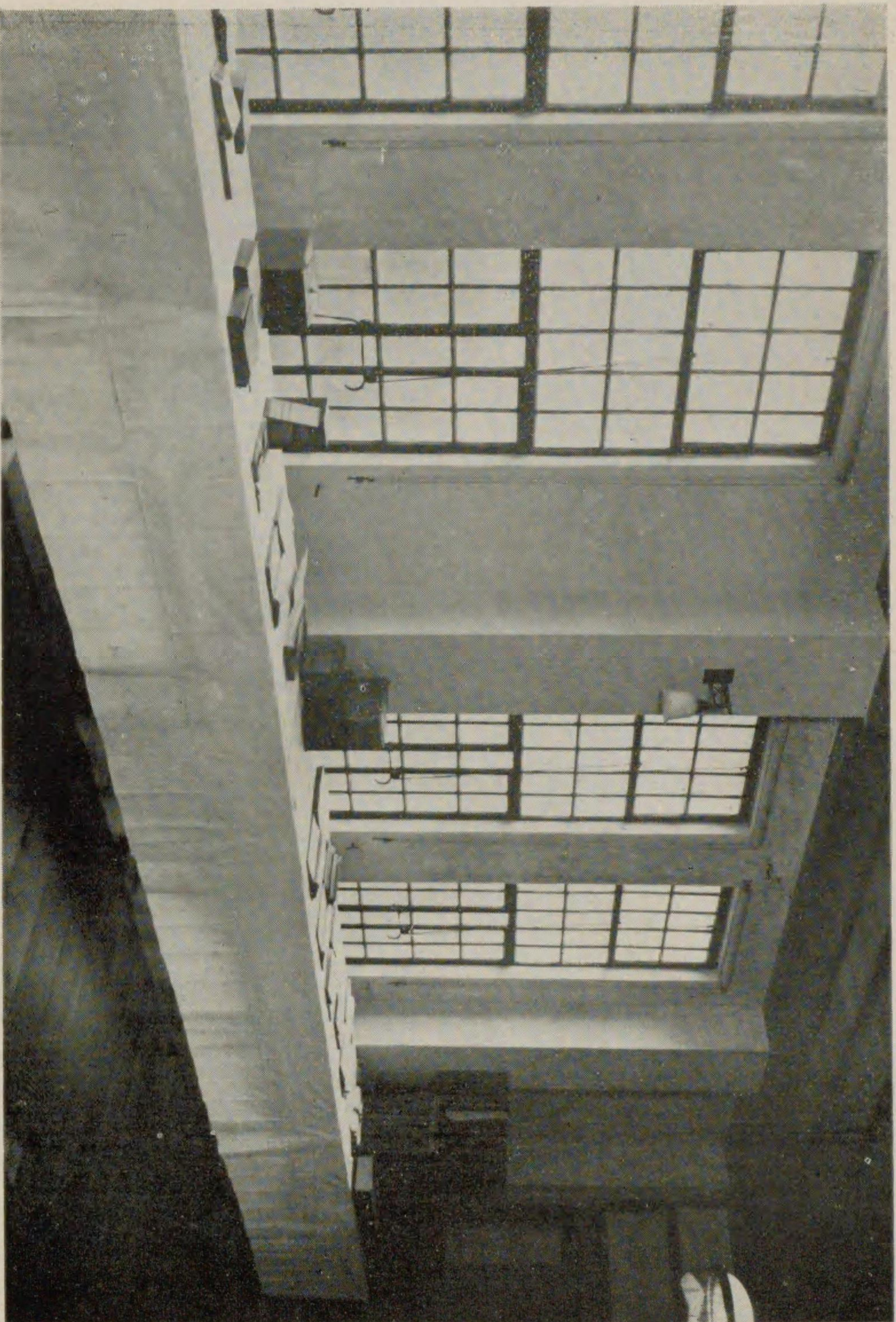
養法善追祖顯夫信及夫太生實代四十
 七に屋樂會生實日一十二月二十年三和昭



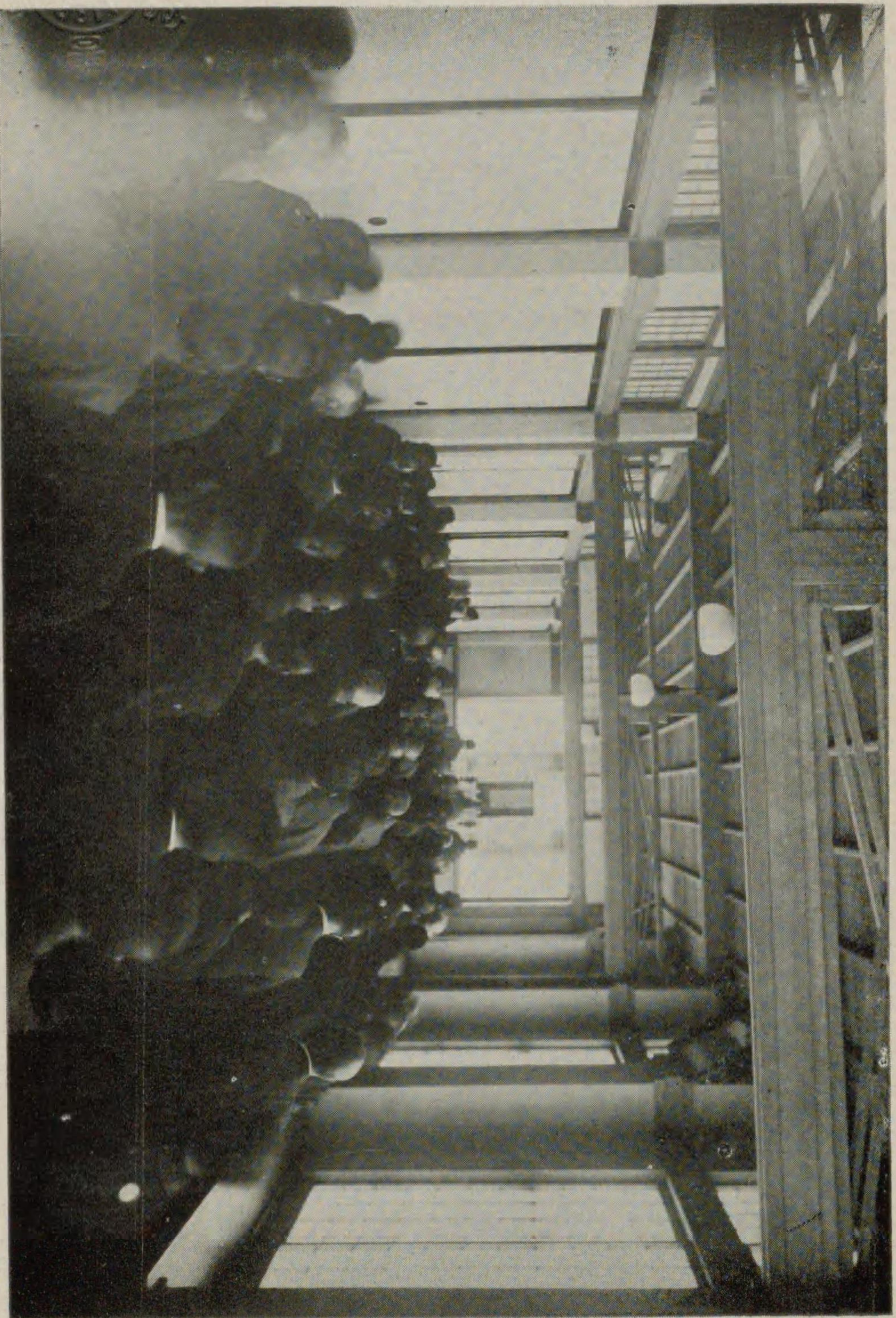
(列陳屋樂會生寶) 筆の者筆及者著版政寬
日一十二月二十年三和昭



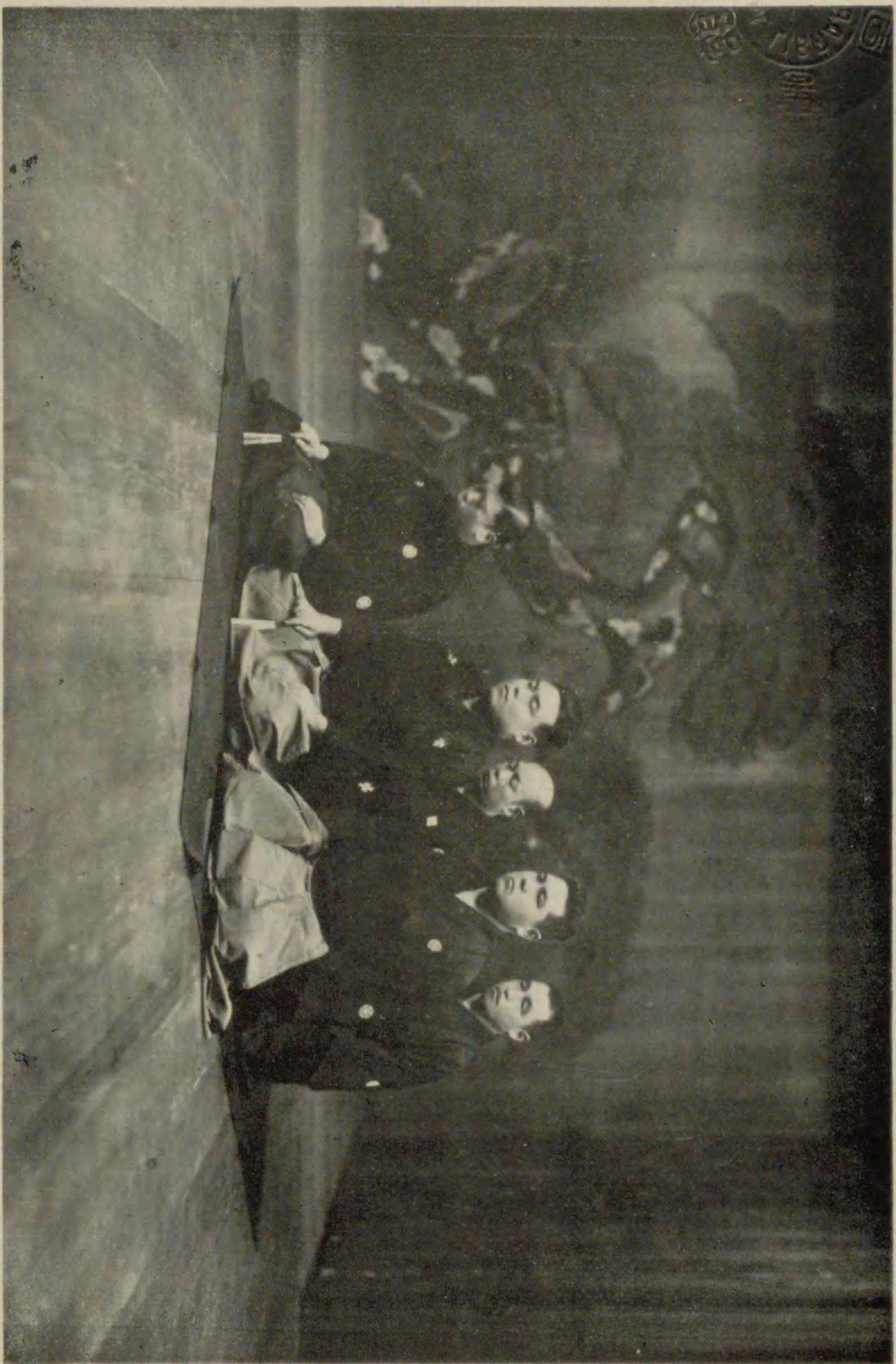
(てに屋樂會生寶) 列陳念記養供做政寬
日一十二月二十年三和昭



(七) 屋樂會生實 列陳念記養供版政寬
日一十二月二十年三和昭



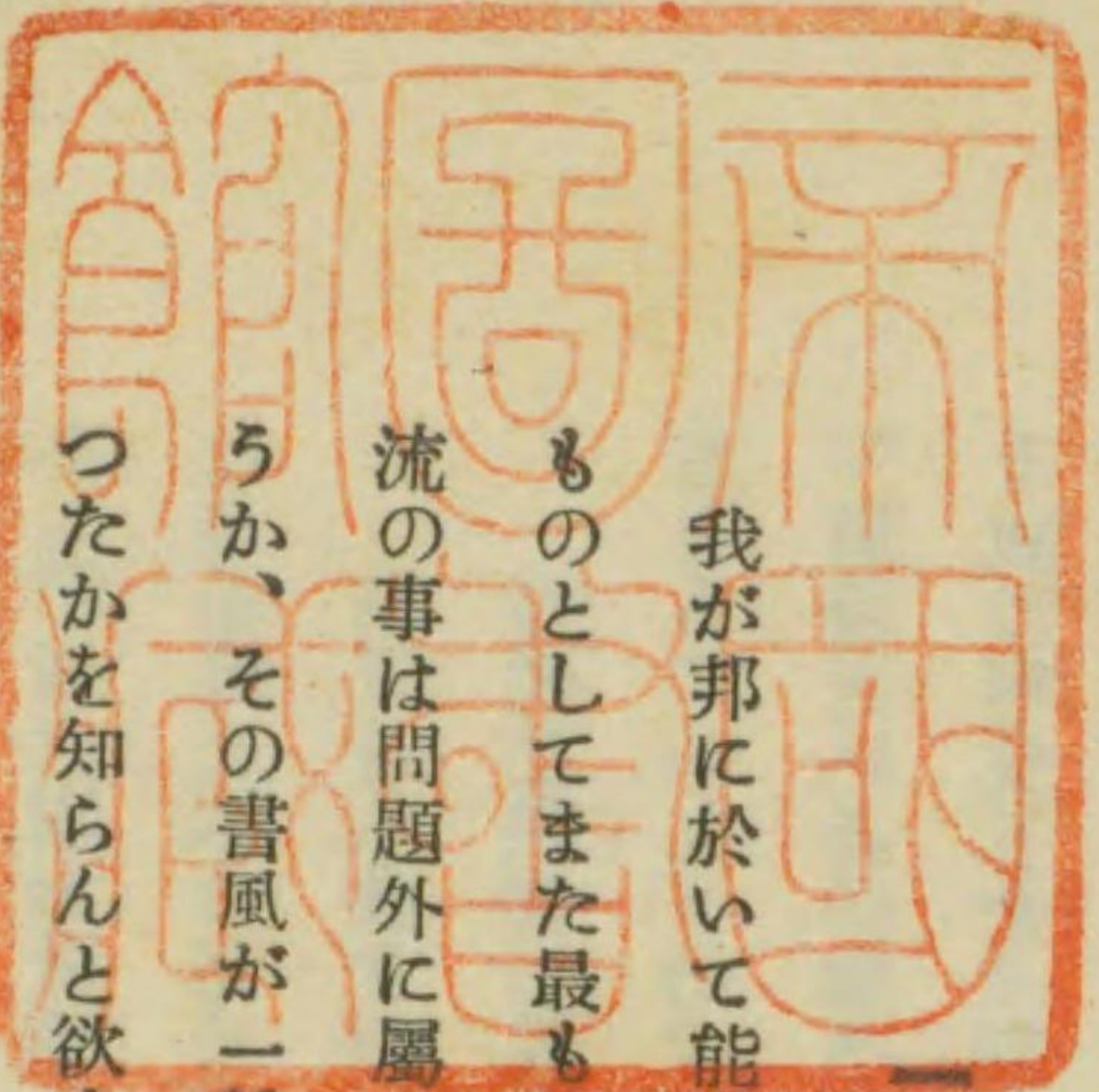
養法善追祖顯夫信及夫太生實代四十
七 屋樂會生實日一十二月二十年三和昭



(てに臺舞會生寶日一十二月二十年三和昭)「風松」諸茶養供版政寛
吉政口野・具本校諸地・三教藤近キヲ・治政谷相レツ・英正生寶テツ

寛政版本筆者信夫道別の事と家

平 沼 漱 郎



我が邦に於いて能樂が創始されてより以來、謡本の刊行されたものは種々ある。然れども斯界の人が最も權威あるものとしてまた最も代表的のものとして尊重してゐるものは、觀世流の明和改訂本と寶生流の寛政本とである。觀世流の事は問題外に屬するが故に姑く置き、寛政本を觀るに、書體といひ筆勢といひ、雅麗と稱しようか脱俗と評しようか、その書風が一種獨特の趣を存してゐることは何人も否む能はざるところであつて、その筆者が如何なる人であつたかを知らんと欲するのは苟も寶生流謡曲を學ぶものゝ至情であらう。雅麗俗を脱したるその書が、寶生家に於いて最初に印行した版本の版下となつてゐることを知るならば、我が邦能樂史上その筆者の名を逸することは到底許すべからざることである。明治維新以後明治版の謡本が公刊せられたけれども、寛政版を基礎として改訂を加へたるに過ぎずして書體書風は昔のまゝである。大正版もまた完成されたけれども、その書體書風は渝るところはない。たゞ剽弊濫漫を見るのみである。昭和に至つてなほ改訂を加ふるの必要を感じて昭和版謡本を刊行せられることとなつた。この昭和版の筆者が何人であるか詳かには知らぬ。しかし聞くところに據ると、寶生流謡本の書風に趣味を有つて

多年これを學んだ人であると云ふ。この人が全文の筆耕を一身に負擔されるといふのであるからして、書風書體が原型を失はざることには明かである。されば寛政版本筆者の趣致は長へに傳はるべきである。

二

さてこの記憶すべき寛政版本の筆者が信夫道別であることは實生流の謡曲に親んでゐるもの齊しく知るところである。信夫道別は俗稱を眞五郎といつて一橋藩士であつた。信夫家の系圖に據るに、明和二乙酉年江戸で生れた。父は他七郎といひ母は磯田氏であつた。家系に

高三百石御役料二百俵御物頭相勤御時服

拜領公儀御目見被仰付

とある。かなりの家柄である。

道別といふのは後の實名で、初は顯祖といつた。字は順卿、號は槐菴であつた。天保三辰年閏十一月二十七日六十七歳で病歿した。淑郎昭和五年齡六十七歳になる。道別遠逝の年齢と同じ齒を以て故人の事を記述するまた何等かの因縁あるか。しばし筆を措いて嗟嘆した。それはさて置き、家系に

葬淺草萬松山本然寺壽六十七歳也

御法名 長壽院壽山量居士

とある。實生流謡本に親炙してゐる人は須らくこの墓の前に香華を供ふべきであると思ふ。

三

話が少しく他に轉ずるが、信夫道別の履歴を知る由縁にもと思つて、記述したいことがある。國學者として著名なる村田春海の書いた仙語記といふ小冊子がある。これは文化二年三月妙法院宮が江戸に御下りあつて愛宕下の天徳寺を御宿坊とせられ、徒草の御慰みに橋千蔭を召されて種々御物語りがあつた節々を書き記したものである。そのはしがきに文化二年四月と記してある。この小冊子の中に信夫道別に關するいとく面白しき一條がある。これを左に抄録する。

萬葉略解に源道別といふ人あるは、いかなる人ぞと仰らる。予申上るに、是は一橋の家人にて、歌を好み筆跡をもこのみ侍りて、先年大炊御門右府の東に下りたまひし時、御弟子になりて書法を學び侍ると申上ければ、右府は我と同じ流儀の書法を學びし人なり、されど右府は拙筆にてありしなり。

近頃の堂上にては、近衛豫樂院善書にてありし也。其道をあつく好める人にて、東寺に傳はりたる古代の文書をもみづから數日かよひて寫し、又宇治平等院の扉の色紙がたに具平親王の詩をかゝれたるがありしをも、ことさら足代を作りて九日かよひてうつしをはりしなりとおほせらる。

これに由つて觀るに、信夫道別が初め大炊門經久卿に就いて書法を研究したることは明かである。然れども道別の書は別に一機軸を出して純然たる御家流に畫限することなく、唐宋の草體を加味してゐる。これその書の雅麗俗を脱せる所以である。

道別は能書家であると同時に國學にも通じて千蔭が萬葉略解を著はすに當つて一臂の力をこれに添へたことも前の抄録によつて判然となる。

四

信夫道別が萬葉略解の著述に參與したことに就いては、なほ琴後集に關係の文字が見えてゐる。琴後集は春海の歌集であつて、その第十一卷に「萬葉集後讀記序」といふ一節があつて、その中に

寛政のはじめつかた信夫道別安田躬弦などともに、芳宜園につどひて、萬葉集をかうがへよむ事ありき。さるは此集のまなびする人、今は世におほくいで来て、さまざまにあげつらひいふめるが、いせよく思ひ得て、めづらかなりとおほゆるふしもあれど、又ことさまにひがみもてゆきて、あらぬかたにながれたるたぐひもありて、一かたならぬを、千蔭がおもひけるは、いかでこのさまぐにいふなるを、考へさだめて、初まなびの人の、道しるべにもせまほしきをとて、あひともよしあし定めいひて、かたみに得たる所得ぬ所をあげつらふこととはなりぬ。さて三とせばかりを経て、よみをはりたる後に、千蔭筆とりて略解をばしるしたりき

とある。これにて萬葉略解編述の由來も明かになつて、それには信夫道別の意見が加つてゐることは疑を容れぬ。

文中芳宜園とあるのは前に掲げた仙語記の中に

千蔭が別莊は名を何とかいふぞとおほせらる。予申上るに、別に名はつけ侍らず。石濱といふ所に侍れば、たゞ石濱の莊とのみ呼び侍りと申ければ、そは古風にて名なきもかへりてよしとほぼさる。又芳宜園とはいかなる義

にかとおほせらる。予申上るに、これは萩の假名がきにて、は藝のそと申侍り、續日本後紀に、萩の宴の事を芳宜宴と侍るにより侍る也。庭に萩を多くうゑて侍れば、しか名つけ侍りぬと申ければ云々とある。これにて千蔭が書樓を芳宜園と稱したことが明かである。

五

されば信夫道別が國學にも精通してゐたことは瞭然としてゐる。その著述に「國史實錄」「國諡略」「紫式部考」「槐軒集」がある。淑郎不幸にして、未だこの諸書を閲讀するの機會を得ないが、國史上の智識が豊富であつたことは推測し得られる。

道別の國學に關する智識や著書の事はさて置いて、その臨地に妙を得てゐたことは寛政版謄本の書體書風で、永遠争ふべからざる十分の確證を示してゐる。その外淑郎の見たる筆蹟は短冊二の外に詠草と半折大字とが各一枚ある。短冊の中一枚は顯祖と署名してあつて、他の一枚と詠草とは道別と記してある。時代の異つてゐることが分る。大字のものは落款に雅號槐菴を用ひてある。いづれも美事なる筆蹟で、その凡ならざることを十分に證據立て得るものである。

その外文化六年に成つた歌仙繪抄一冊と文政七年の日附ある奇魂序文六枚とがあるが、いづれも自筆本であつて、一種獨特の書風書體を事實上に示してゐるものである。

使筆法と題する小冊子一卷あるが、これによつても書道の心得がいかに深かつたかといふことを明にすることが出

来る。

八

六

白河樂翁公の後たる松平家に十一代將軍徳川家齊公の自筆と稱するものが傳つてゐる。同家の記録に據ると、家齊公が光格天皇の御製をみづから手寫して樂翁公に下し置かれたものだといふ。その書風書體が道別のそれに酷似してゐることは何人の眼にも映するところである。疑深い人は或は道別が代筆したものではなからうかといふ説を立て易い。ことほどさやうに酷似してゐるのである。固より家齊公との縁故淺からぬ樂翁公の家に自筆として傳へられてゐるものに對してかくの如き疑惑を挾むのは當を得ないことであるが、こゝに問題の生ずるのは家齊公がまだ一橋家に居られた時代に書を道別に學ばれたのではなからうかといふ點である。この事に就いては未だ的確な證據を捕へ得ないのであるが、信夫家に傳つてゐる口碑に據ると、道別は一橋家の右筆役を勤めたといふ。一橋家の分限帳のやうなものを調査したらば、定めし根本資料が手に入ることと思ふけれども、未だその暇を得ないのを遺憾とする。されど能書の道別であつて見れば、終始同家公私の書類に筆を染めたことは推定し得べき事實である。また家齊公がこれに師事してゐられたであらうと思ふのも強ち附會の説とは斷じ難からう。彼れ此れから判斷して家齊公の手書と稱するものが道別の書風書體に酷似してゐることは因縁の深いものがあるといふことを得る。家齊公の手書と稱するものは他には見當らない天下唯一の珍品であつて、寶生會に於いてこれを撮影して保存してゐるはずである。果して道別が家齊公に書法を傳へたとせば、この寫眞版もまたその功績を傳ふべき好箇の一材料たるべきであると思ふ。

七

話が轉じて、かくの如き名門の後はいかがなつてゐるかといふことに移らねばならぬ。信夫家累代の墓は淺草の本然寺に在つて、墓碑相列なつてゐる。故に同寺の過去帳に就いて調査したならば、大略は知り得るのである。しかし家系の詳細は道別末孫に就いて材料を蒐集しなければ知悉し難い。その末孫は尋ね得たのであるけれども、種々なる事情のために採訪の機會を得なかつたことは甚だ残念に存する次第である。たゞ淑郎と連襟の間柄であつた故深谷榮眞氏の姉好かづといふのが信夫家に縁付いてゐた關係から多少の事實を收穫したに止る。固より不完全の譏は免れないけれども、これを辿つて紹介を試みよう。榮眞氏の未亡人即ち愚妻の姉たる登子トコ刀自は記憶力の頗る強い人であるがために多大の便利を得たけれども、深谷家が信夫家と縁組を結んだ前後の事情より以前に涉つては何等得るところはない。深谷氏の家は今の埼玉縣深谷町から出たもので、同町には今もなほその祖先の墓が存在してゐるはずである。これが一橋藩に仕へてゐたのであるから、道別の家とは同藩の關係があるのである。さればこそ兩家の縁組が結ばれたのであらう。

八

信夫家に棟三トシといふ人があつた。後に名を昌知と改めた。これも先祖以來一橋藩士であつて、道別の家を繼いでゐた人である。維新後本郷切通の今の岩崎邸内の地に在つて靴商を営んでゐたが、廢業して造兵廠の職工となつた。明

九

治十九年傳染病に罹つて四十餘歳で軼軻不遇の裡に病歿した。その墓はやはり前記の本然寺に在る。昌知の妻好が即ち前記深谷榮眞氏の姉であつて、慶應三年であつたか明治元年であつたかに入嫁した。夫を喪つて遺兒を伴ひ實家に歸り、その翌年また子を亡ひ家を他に譲つて復籍したが、再薫して下駄商渡邊長吉氏の妻となつた。然るにまた離別して深谷家に復歸し明治三十年同家に於いて死去した。

信夫昌知と好との間に生れた子は男子二人であつて、長を鑛三郎といつた。家督相續の翌年十八歳で死去した。なほ今一人の男子は亨といひ、これも早世した。こゝに於いて信夫家は一旦斷絶の姿となつたが、千葉縣士族梅戸良智氏の次男知三郎が死後養子として家を嗣いだ。これが好の深谷家に復歸したのと同年の事である。

知三郎は茨城縣水海道町鈴木富士藏氏の四女を娶り一男一女を擧げたが、明治四十二年病歿し、男知雄が家督を相續した。然るにこれも不幸にして昭和二年に病に因つて逝き、残れるは女文子のみとなつた。文子は明治四十年の出生で、今水海道町に住んでゐる。既に夫ありと聞き及びたれども、戸籍簿には未だその登録がない。

信夫家直系の状況は右の如くであるが、前に述べた信夫昌知の妹にモンといふのがあつたが、藝妓となつてゐた。下谷の花柳界にゐた際に時の顯官納富某氏に身を寄せて落籍し、誠三といふ男子を設けた。誠三は本郷五丁目の鶴木仙太郎氏の徒弟となり、後明治二十年その養嗣子となり、納富氏とは全然絶縁した。昌知の血統は今日のところ、この人に存してゐるのである。

九

名家の家系を詳細に調査したいのは山々であるけれども、事意の如くならず。僅かに親戚故舊に就いて聞知したるところをこゝに略述し得たるに止る。しかし淑郎の迂濶なる、縁者たる深谷氏が信夫家と縁親關係を結ばれてゐたことを承知しながら、その信夫家が書道からも寶生流謡曲からも功績を埋歿すべからざる道別の後であることを毫も知らなかつたのである。寶生會の矢野正吉氏が非常なる熱誠を以てその事蹟を探究せられ、諸處に奔走して材料を蒐集せられつゝあつた際、適々信夫深谷兩家の關係を知り、前記深谷榮眞氏が寶生流謡曲に通ずる織田小覺氏と嘗て内務省に在つて同僚であつた縁故を以て織田氏に聞きたゞすところがあつた。織田氏は淑郎が永年知を辱うしてゐる人で、こゝに矢野氏を淑郎に介せられ、始めて信夫家の尋常一様の家柄でないことを承知して、遂に不完全ながらもこの稿をものすることとなつたのである。淑郎固より書に精しからず、謡曲に通ぜず、道別を顯彰するの資格を有せざることとは明かである。されど矢野氏の熱誠に動かされて、起稿を辭退するの力なきに至つた。然れども淑郎のこの文は決して信夫家の光明を輝かすに足るべきものでない。たゞ責を塞ぐに止めたるのみである。たゞ終りに臨んで一言感謝の意を述べて置かなければならぬことは、矢野氏が材料を供給せられたことは申さずもがな深谷鑿子刀自の懷舊談と昌知の妻好の妹たる植松みき刀自の書信とが淑郎をして不徹底ながらもこの一篇をものし得しめたことである。

寬政板寶生流謠曲本碑文

寬政中。始刊寶生流謠曲本而行之。其本簡擇古曲。採摘菁華。釐爲一百十番。書風秀潤。裝釘優美。洵係佳書。故爲寶生流定本云。其篋擇爲編者。將監寶生氏。書之者槐菴信夫氏。資而令刊者。則德川治濟公矣。江戶莫府末造。國家槍攘。能樂衰微。其本亦將湮滅。迨明治更新。海宇清晏。上下和悅。能樂復興。而寶生流用寬政板。猶如舊時。然其本雖經嘉永再刊。傳世漸少。而需用漸多。椀屋江島君乃慨然三刊之。而樣式一仍舊焉。則寬政板碑益寶生流。而効力所覃。寔爲不鮮矣。今也又改刊。始革樣式。而至書風。櫛臨舊本焉。則槐菴作書之功。亦可謂不朽矣。槐菴事實多湮晦。松廼舍安田君。惋惜不措。殫力檢索。頗有所獲。而今寶生君於麻布祥雲寺。定歲時供養。

槐菴。祥雲寺寶生氏先塋所在。於是江島君會賓客於寶生會堂。爲三氏修冥福。目請諷謠曲。以頌其功德。又梓寬政板記。坵安田君所獲槐菴事實。行之世。而樹碑堂側。紀寬政板暨三氏始末。屬余文。乃詮叙梗概焉。夫人心感於外而動於內。故聲樂雅正。則性情亦雅正。聲樂卑俗。則性情亦卑俗。聲樂關係風教。頗多。近世各種聲樂行焉。而其尤雅正者。蓋莫如能樂。乃致力樂曲而興隆之。以毗補風教。如三氏者。宜表揚其始末而傳之來昆也。治濟公任權大納言。準大臣。叙從一位。家稱一橋。爲德川氏宗室。槐菴諱道別。後更顯祖。字順鄉。稱眞五郎。仕一橋德川氏。學通和漢。有善書之稱。天保三年歿。年六十有八。所著有國謚略等書。又加藤千蔭著萬葉集略解也。槐菴預有力云。將監諱英勝。將監其通稱。寶生氏宗家第十四世主。爲大將軍德川家齋家慶二公能樂師範。文化八年歿。蓋亦一時之名人也。（織田小覺）

歌學者、歌人及び
謠本書家としての
源道別翁

五十嵐 力

一

私の役目は、唯だ與へられた題目について、與へられた文献を搜索したといふだけ、しかも其の搜索の結果は殆んど何物をも得なかつたといふので、誠に氣の利かぬ話であり、顯祖翁に對し、又矢野さんに對して誠に相濟まぬ次第である。

矢野さんからの御話は、かういふ事であつた。橘千蔭が名著の『萬葉集略解』に、源道別の助力を感謝する旨の文句が載つて居る。源道別といふのは信夫顯祖翁の事で、即ち寶正流寛政本の筆者であるが、高名の千蔭から、かうまで云はれて居るところを見ると、顯祖翁は歌學に於いても一かたの見識を持つてゐたのでめらう。『略解』の内容について、其の邊の消息を明らかにしてはくれまいか。又顯祖翁の和歌で今日に存して居るのは、短冊の五首と懷紙の一首と、合はせて六首だけであるが、それについて、此の翁の歌人としての地位を明らかにしてはくれまいか。とかういふ事であつた。

私は矢野さんが顯祖翁に關する發見と研究とを近來の一勝事と信じてゐたので、誠に寶生流の謠本の文字には、昔

から深く心を惹かれてゐたので、とにかく御引受はしたが、さていよいよ『略解』を搜して見ると、「源道別云」といふのが、ホンの數箇所だけしかない。而して其の少數なる引用も、例へば卷四、湯原王の歌に、

直一夜、隔之可良爾、荒玉乃、月歟經去跡、心遮。

といふのがある、その最後の「心遮」の二字につきて、

「道別云、所思義など有りしが、かく心遮の二字に誤りたるならんといへり。」

といひ、或は卷十六なる一娘子の歌について、

「道別さきに之は云の誤ならんといへりき。」

といふ類の、即ち萬葉假名の讀み方に關するものだけで、歌の根本義に關し、趣味に關し、或は作家や時代に關する見識を見るべきものが、全く無いのであつた。『略解』の序文の最後に、

「此解、千蔭と共にあげつらひ助けなせるは、平春海、源道別、源躬弦なり。」

と特筆して居るところを見ると、必ずかやうに特筆されるだけの寄與をなしたものであらうと思はれるし、又春海の次ぎ、躬弦の上に位せしめられて居るのを見ると、見識、人物、家柄のいづれか、或は凡てに於いて、國學文豪の春海につき、名家の躬弦に優るだけの貫祿のあつた人であらうと推測されるが、文献の示す事實に基づく論證を一言もなし得ぬのは遺憾である。

二

顯祖翁の和歌の遺つてゐるのは左の六首でこれが遺れる歌の全部だといふことである。

朝霞 (短冊)

時知らぬおもかげかへて今朝よりは

かすみにけりな不盡の紫やま。

暮山花 (短冊)

暮れぬとて歸りし人やかのをかに

この山ざくら雲と見るらむ。

毎山見春色 (短冊)

遠近の山のすがたはかはれども

かすむぞおなじ春のいろなる。

寄秋田戀 (短冊)

かりそめのたのみばかりに秋はてゝ

たもとひつちのほにだにも出ず。

山月照雪 (懷紙)

山かげも隈なき雪のあけぼのに

ともかゞみとも照らす月かな

祝 (短冊)

をさまれる世とて都の南より

草木もなびく風ぞ吹きける。

まことに調子のよい、穩かな歌である。察するに翁は、當時の名流の歌仲間伍して、古今、新古今を金科玉條としつゝ、自然人事の美しい方面を選び出しては、折々掛詞などに好きつゝ、美しい詞もて句調よく詠み出でられたのであらう。いかにも平明穩雅に面白く出来て居るが、同時に取り出でて評するほどの特色はない。儀式ばつた短籍や懷紙の歌、しかも唯だの六首によつて彼れ是れいふのは穩かでないが、此の方面での翁は、恐らく、正合法の歌を咏んで名流の仲間入りはして居られたが、特色ある獨自一個の天地を開拓する迄には至らなかつたのであらうと思はれる。

三

かう並べて來ると、吾々に對する道別顯祖翁の親しみは、どうしても、あの寛政版の謠本である。あの謠本の文字である。あの義之、空海にも參しつゝ、千蔭、春海等と益し合つたかと思はれるやうな、當や解りのする中に古雅な要素を含んだ筆意は、古典の點綴に成りながら、同時に當代の武人の意氣に投合した謠曲を書き記す文字として、此の上もなく適當ではないか。あの「ツケ」「ハネ」「トメ」「マガリメ」の要所々々を鐵索で結はへたの如く、しつか

りと極めて、其の間にしなやかな美しい曲折を加味した筆意は、強さと力とを基調とする寶生流の諳の心にしつくりと合つて居るではないか。吾々は寛政本の文字に於いて、光悦本に見るやうな至上の風格を見出だすものではないが、唯だあれが他の流々の版本に比べて、幾等も秀でて居るところを見ると、殊にそれが寶生流といふ特殊の内容を盛るに適當した品位と美しさを具へて居るところを見ると、何とも云はれぬ嬉しさを感ずるのである。私かに思ふに、藝術的の文章は、すべからず、それを現はすに恰當した文字に現はさるべきものであらう。そして其の文字は内容より低からず、又高からざるを善しとすべきであらう。私は昔の觀世本の定家流を見て、しやれて風流ではあるが、あの書體は、和歌や古い物語などを書くに適して、謡曲には適してゐないと考へてゐた。近頃諸流の改訂本に屢々區役所の代書人か法律書生でも書きさうな用足文字ようたしもじが、内容侮辱の感を與へるばかりで、此の國寶文學を寫すに適應ぬ事は、いふ迄もないことであらう。しかしながら、光悦本のやうなづぬけた名筆になると、これはまた餘りにうまく、餘りに品位が高いので、つい筆意の方に氣を取られ心惹かれて、節を辿り、文字を読み進む方がお留守になる嫌ひがある。かやうな理由から、私は、謡曲文を書き表はすに最も適した書體は、あの寛政本のそれで、それを先取獨占したのは、寶生流の大きな幸運であると考へてゐた。従つて成らう事なら。寛政の原版そのまゝの復活を希望しつゝ、近來改版毎に俗悪なる象嵌が段々多くなるのに眉を顰め、誠に最近の昭和版に於ける全部書き直しの計畫を聞いて、すつかり失望してゐたのである。

しかしながら時勢は推し移る。いかに字が好いからとて、之れを読み辿り得ぬ近代ツ子に、さうく迷惑をかけるのも顯祖翁の本意ではあるまい。もう版も、改めに改められて、字割も随分くづれて居る。それにまた目障りな象嵌

の膏藥が年々に多くなる。もう此の邊があの本のあきらめ時であらう。あきらめて、手を引いて、「おさらば」をして、新しい寶生本を書くに適した筆法の所有者に譲るべきであらうが、それが幸にも翁の書風を凡そに手に入れた曾孫弟子ひこでしを得て、曾祖父翁を偲ぶに足るべき昭和版を得たのは、乃祖翁に取つて一つの悦びであらねばならぬ。百四十年前の顯祖翁が百四十年後に於いて、文字通りに先代を繼ぎ、乃祖を顯はすべき弟子を得たのは、時に取つての幸福と云はねばならぬ。と私は思ふ。

人物と事業との釣合は、昔からいろくであつた。偉い人間で偉い仕事を澤山遣した人もある。人間は偉くないが、仕事だけは相應に多く残して行つた人もある。人間は偉いが、仕事は殆んど遺さぬといふ人もある。江戸時代に於ける國學の一流、橋千蔭によつて、あれ迄に推されて居る源道別、信夫顯祖翁は、必ず此の最後第三種の一人であつたであらう。私は資料の乏しくして其の人を顯はし得ぬ事を切に遺憾とするものである。

道別の書

杉山令吉

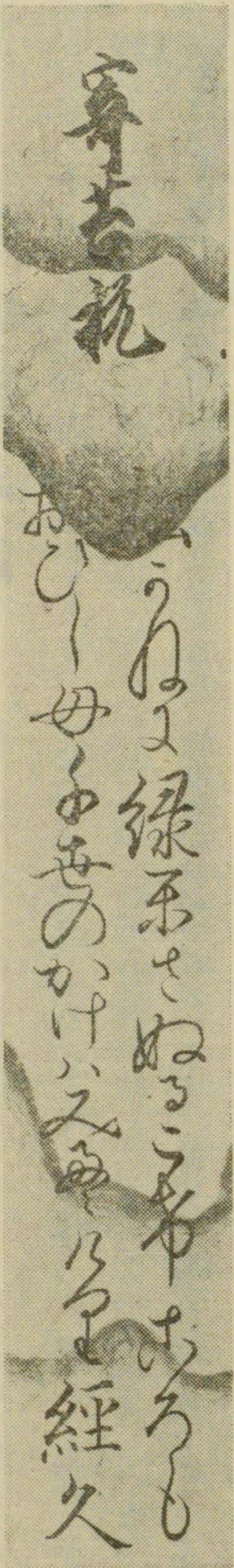
此頃吾友平沼鶴峯博士。謠曲家矢野正吉氏を紹介して。實生流派の謠本を示し。其の寫字に就き。書道上より觀たる意見を徵せらる。余謠曲を解せず。又假名字に於ても門外漢なれば。之れに對して。彼れ此れ品隨月旦を試むる資格無しと雖ども。臨池は元來嗜好する所なれば。箝口して已むべきにあらざれば。左にいさゝか鄙見を臚列することゝ爲せり。

此の謠本の筆者は。舊一橋藩臣信夫道別（字は順卿號は槐菴）にして。信夫家所藏の系譜に據れば。天明二寅年。從_二部屋住_一御奉公相勤め。高參百石。御役料貳百俵。御物頭相勤め。御時服拜領。公儀御目見被_二仰付_一とあれば。其の少年の頃より。文藝を以て。嶄然頭角を出し居たるを推知するに難からず。何分板本歴年の久しき。剗弊濃漫甚しく。殆ど巧拙を辨する能はざるも。矢野氏奔走苦心して。摺撫蒐集せられたる所の眞跡たる。長幅、短冊、式紙。板本たる。歌仙繪抄、奇魂、使筆法等の諸書に就き。仔細に研究したるに。鸞翔鳳翥の狀。落花飛雪の態を極め。優に古作者の墨を摩し居れり。飲_レ水思_レ源。人情已む能はざる所。道別氏大炊御門前内大臣經久卿の門下より出でたと傳ふるも。試に此の師弟兩人の書を對比するに。單に遜色無きのみならず。出藍の譽れあるを覺ゆ。因りて推測するに。

當初其の指教を受けたるも。後日鬱然別に一家を成したること。猶ほ王古軍の衛夫人に於ける。米襄陽の羅讓に於けるが如き類ならん歟。而して其の書風も大に異なる所あり。經久卿の書は所謂純御家流に止まるも。道別氏は交衡山を階梯として。唐宋に溯り。假名文字も貫之を以て畫限せず。更に竿頭に一步を進め。張旭、孫虔禮等の草體を加味したるの痕跡。斑々印し居るを見る。謝在抗嘗て王獻之の書を評して。子敬雖_{トモ}不_ト及_レ父_ニ然_ル其意在_レ欲_ニ自立_ニ不_ト作_ニ阿翁_ニ牛後_ニ耳_ト言_ヒたることあり。蓋し道別氏の意も亦此に在りたるならん。况や師より遙に卓越したる靈腕を有し居たるに於てをや。道別氏の書に對する鄙見此の如し。鶴峯博士以て如何と爲す。

昭和己巳明治節瓶菊冷香を吐く處に於て

三郊杉山令識



右府經久卿筆（安田家藏）

寛政版記録 附、信夫顯祖事蹟

矢野正吉

二二

當流に於きまして謠本の上梓せられましたるは、寛政版が最初でございます。此の所謂寛政版を基と致しまして、解り易く直しましたるものが、現今の當流の謠本でございます。

本來寫本のところ、版本となりましたる因由及太夫の略傳・筆者の略歴・番組の加曲又は廢曲・書體の選擇・本文の一定其の他節付等に關しましての諸記録は、御維新のために散逸致しましたるため甚だ不詳となりました。加之彼の大正十二年の大震災災によりまして更に一層この間の消息は不明となつて終ひました。

安田善次郎大人は、此れは當流儀のため誠に遺憾である。取調べよとの御命によりまして、私凡庸を顧みず御受け致しまして取調べましたる次第でございます。

又之を取調べるに就きましては、安田大人は勿論、織田小覺翁・平沼淑郎博士・五十嵐力博士・杉山令吉先生・岡麓先生・故吉川靈華畫伯等の御高教と御指導を忝う致しまして、茲に掲ぐる事が出来ました。これ偏に皆様の御力の賜と感佩の至に存じます。

併し乍ら私の取調べ致しましたところは、當流儀の謠本の基礎を造られましたる恩師方の一端を覗いたに過ぎませず、自らと致しましても甚だ不完全なものでありますことは、萬々承知致して居ります。何卒今後とも御力添御聲援を賜りまして、更に詳細なものに致し度い願望で居りますれば、宜しく御願ひ申上ぐる次第でございます。

○謠本上木の因由

室町時代に創定せられました能樂は、爾來武家の式樂となりました。徳川幕府に於きましても、初代家康公より第十代將軍家慶公までは觀世流宗家が御指南申上げ居りました。然るに次の第十一代將軍家齊公が、御三卿の一、一橋家から出て十五歳にして征夷大將軍の職を襲はれてから、舊慣を改めて新に當實生流を御採用になりました。當流宗家太夫彌五郎英勝が御師範申上ぐることになりました。

抑々一橋家は元來實生流をよくなされ、家齊公御尊父治齊公は殊に當流を好まれました。それで家齊公も幼少の頃から當流の稽古をなされたものと考へられます。

扱愈々當流が將軍家の御指南を仰せ付けられるに及んで、從來のまち／＼な寫本を改めて始めて上木されることになりました。これが所謂當流の寛政版であります。

爾來十二代將軍より當代家達公に至る迄、家齊公の後を嗣いで當流を酌まれ、現に家達公に於かれては、實生會々長で居られます。毎回の催には必ず御臨席下され、當流の奨勵發展に御盡力下さいますことは、均しく感鳴に堪へない所であります。

○番組の加曲又は廢曲

本題「番組の加曲又は廢曲」に就て、安田家御所藏の書類、記録等によつて調査致しました處が、寛政版上梓當時に

二二

は別に加曲も廢曲もなかつたのであります。併しこの以前に遡つて、「元祿五年の書上」と「享保二年の加曲」を調べて見ますに、寛政版の番組數に比し、十二番不足して居ります。之を穿鑿して見ますと、天明四年辰六月一般へ大夫より右十二番加曲の旨を發表されておりました。此の加曲については次の如き經過があります。

即ち彌五郎英勝師が本家後見八年間の中に、自ら研究を重ねて「巴」以下十一番を勤められました。以前元祿年間に大夫將監友春師が流儀外のものとして「善知鳥」その他一二番勤められた記録があります。併し當流儀のものとして加曲されたのは英勝師に於て初めてであります。英勝師は此の十二番を丹次郎に相傳し、丹次郎を九郎と改名し大夫を嗣がせて、その名に於て前述の如く、加曲の旨を公表したのであります。

又「唯謡」上下兩版は文化七庚午年正月、初めて上

本されました。横本上下二冊の中、「上之部」百十四番は當時あつた番組であります。但し、「下之部」五十五番は同年始めに加曲されたのであります。

更に「裝束付」「作物」等は文化二五年十月下旬に改正されたものであります。こゝに掲げました寫眞は「裝束付」の奥付であります。之は寶生大夫英勝師の唯一の眞筆であります。此の寫本は大本（美濃版）表紙は鳥の子紙であります。

○寶生流能次第目錄（元祿五年書上）

協能

翁、高砂、弓八幡、志賀、養老、老松、白樂天、白髭、難波、氷室、竹生島、和布刈、加茂、嵐山、右近、鶉羽、吳服、玉井、寢覺、繪馬、道明寺、九世戸、大社、伏見、松尾、西王母、浦島、二十七番

修羅

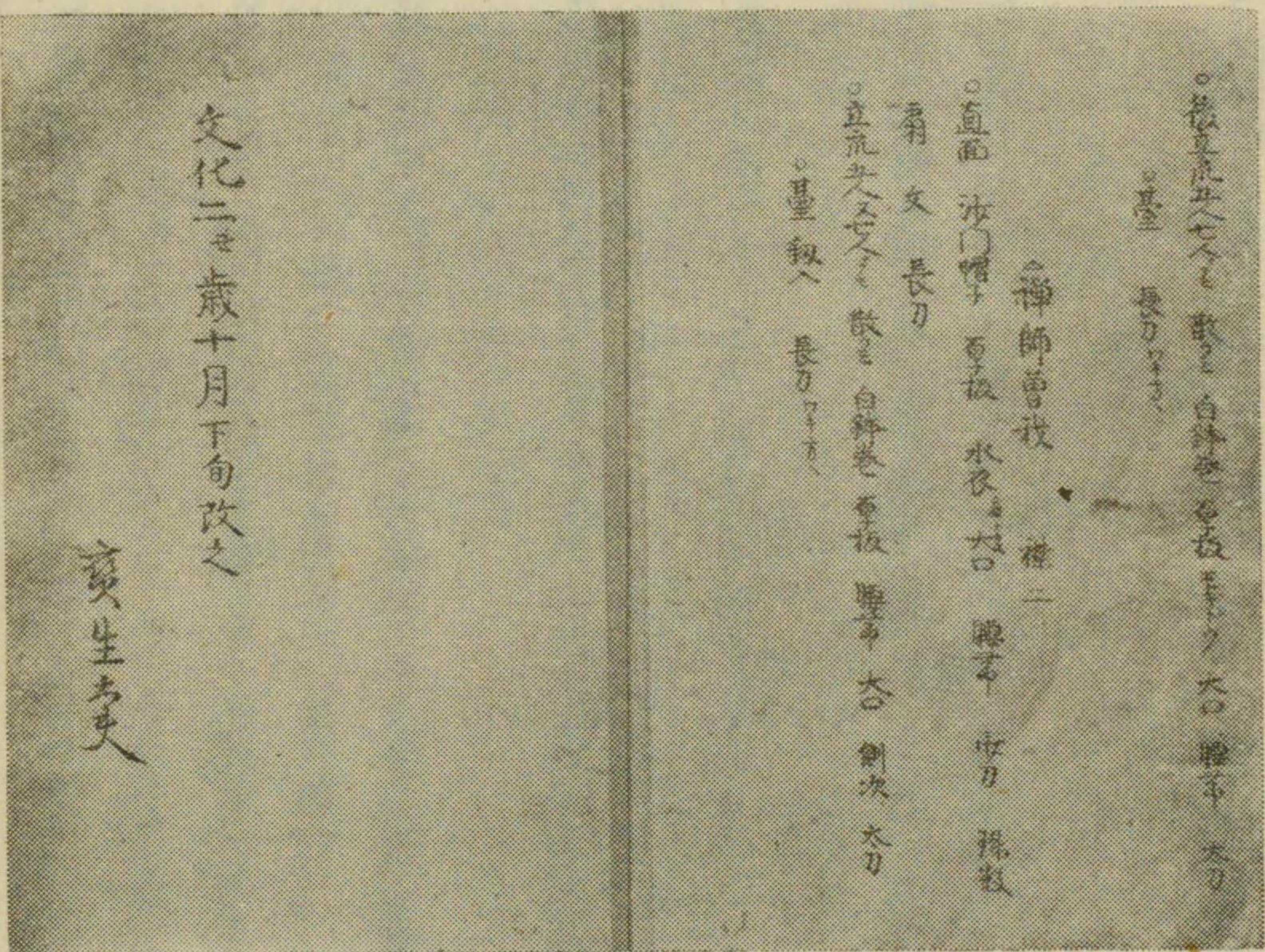
田村、八島、實盛、忠則、簾、通盛、朝長、清經、賴政、敦盛、兼平、經政、俊成忠度、知章、十四番

三番目

松風、熊野、江口、井筒、野々宮、夕顔、定家、采女、芭蕉、東北、千手、佛原、檜垣、關寺小町、半菰、楊貴妃、二人靜、吉野靜、源氏供養、空蟬、二人祇王、二十一番

雜

道成寺、葵上、黒塚、是界、鞍馬天狗、車僧、紅葉狩、船辨慶、殺生石、舟橋、野守、女郎花、羅生門、春日龍神、



寶生大夫英勝師所改の裝束附

鐵輪、小鍛冶、舍利、照君、石橋、鐘馗、谷行、松山鏡、千引、山姥、百萬、三井寺、角田川、柏崎、櫻川、花筐、雲雀山、藤渡、阿漕、梅枝、富士太鼓、邯鄲、雁双、天鼓、錦木、唐船、松虫、通小町、卒都婆小町、鸚鵡小町、草紙洗、三輪、龍田、木賊、遊行柳、西行櫻、籠太鼓、羽衣、雲林院、小鹽、夜討會我、調伏會我、葛城、元服會我、杜若、熊坂、誓願寺、小督、橋辨慶、自然居士、東岸居士、盛久、芦刈、放下僧、七騎落、藤榮、春榮、花月、安宅蟻通、當麻、融、海人、姨捨、六浦、胡蝶、浮舟、玉葛、陀羅尼落葉、土車、大佛供養、住吉詣、景清、蟬丸、俊寛、求塚、常陸帶、三山、攝待、護法、綾鼓、竹雪、高野物狂、哥占、朝顔、鶯、弱法師、碓、禪師會我、鉢木、横山、三笑、土蜘蛛、鶴、班女、鶴龜、卷絹、望月、關原、草薙、豐千、雨月、金札、咸陽宮、小袖會我、皇帝、狸々。

都合百八十六番、但翁トモ

右之通古來ノ私家ニ覺罷在申候

又引ニ

大江山、降魔、絃上、一角仙人、巴、滿仲、清重、現在熊坂、錦戸、濱川、檀風、呂作、伏木會我、正尊、池熱、

此十五番ハ私家ニハ覺不申候得共方々ニ而御所望ニ付相勤申候、檀風ハ私終ニ相勤不申候、弟子共ニ爲相勤申候猶

委細之儀ハ御指南之節可奉言上候以上

元祿五壬申二月

寶生將監友春

○寶生流謠目錄改正(享保二年五月)

加入番組

脇能

放生川、東方朔、源太夫、岩船、

修羅

生田敦盛、

三番目

藤、

雜

正尊、小原御幸、項羽、長良、國栖、雷電、錦戸、輪藏、忠信、枕慈童、烏帽子折、絃上、大會、

以上

廢曲番組

鶉羽、長郎、土車、朝顔、横山、

以上

流儀之外

巴、大江山、碓潛、降魔、滿仲、清重、濱川、伏木會我、檀風、現在熊坂、呂江、一角仙人、地熱、飛雲、大蛇、鱗形、鏡引、龍虎、行家、鳥追、菊慈童、大瓶狸々、現在鶴、合甫、落葉、岡崎、佐保山、鼓瀧、正儀世守、初雪、

和田酒盛、橋、

以上 三十二番

寶生九郎

○寶生流謠目錄改正(天明四年辰六月)

新二加曲

巴、加茂物狂、滿仲、大蛇、大江山、鷄龍田、須摩源氏、一角仙人、檀風、鳥追、藍染川、飛雲、

右十二番

以上

寶生大夫

○當流謠曲之正本番組目錄(寛政版)

●内一

●内二

●内三

●内四

●内五

●内六

●内七

●内八

高砂難波老松白樂天養老竹生島志賀蟻通

田村兼平頼政實盛清經朝長鶴忠則

熊野千手井筒玉葛采女姨捨大原御幸楊貴妃

班女卒都婆小町鉢木柏崎葵上三井寺梅枝木賊

鶺鴒飼船辨慶羽衣融遊行柳阿漕紅葉狩藤戸

玉井加茂吳服海人龍田春日龍神山姥芦刈

景清俊寛八島鞍馬天狗敦盛船橋通盛是界

杜若松風鸚鵡小町定家夕顔江口檜垣芭蕉

黑塚西行櫻櫻川蟬丸隅田川花筐富士太鼓通小町

當麻誓願寺東岸居士狸女善知鳥源氏供養小鹽天鼓

●内十七

●内十八

●内十九

●内廿

●外一

●外二

●外三

●外四

右近三輪白髭邯鄲放生川和布刈源太夫氷室

女郎花安宅盛久殺生石籠望月住吉詣熊坂

關寺小町東北佛原野宮藤半菰高野物狂吉野靜

二人靜錦木道成寺百萬籠太鼓小袖會我大江山豐干

浮舟雲林院唐船自然居士國栖輪藏野守小鍛冶

●外五

●外六

●外七

●外八

●外九

●外十

●外十一

●外十二

鶴龜寢覺西王母伏見科尾金札弓八幡九世戸

春榮羅生門大佛供養俊成忠則橋辨慶知章經政項羽

陀羅尼落葉弱法師六浦草紙洗葛城三山胡蝶求塚

礎夜討會我哥占松虫放下僧竹雪鳥追藍染川

車僧須摩源氏松山鏡石橋護法鷺大會一角仙人

●外十三

●外十四

●外十五

●外十六

●外十七

●外十八

●外十九

●外廿

岩 船 大

社 道明寺

繪 馬 浦 島

枕 慈童

東方朔

嵐 山

生田敦盛

巴 七騎落

元服會我

檀 風 土

蜘蛛

正 尊

藤 榮

攝 待 小

督 雨 月

空 蟬 照

君 祇 王

加茂物狂

雲 雀 山

滿 仲 鐵

輪 綾 鼓

花 月 三

笑 卷 絹

張 良

咸 陽 宮

鍾 尙 調伏會我

常陸帶

絃 上 舍

利 谷 行

烏帽子折

雷 電

●外廿一

●外廿二

皇 帝 大

蛇

忠 信 千

引

雞 龍 田 草

薙

飛 雲 錦

戶

關原與市

禪師會我

以上

○雜語目錄「上之部」

高砂、弓八幡、志賀、伏見、松尾、養老、老松、放生川、白樂天、難波、源太夫、道明寺、鶴龜、吳服、右近、西王母、九世戸、氷室、竹生島、賀茂、嵐山、東北、采女、芭蕉、江口、半部、班女、井筒、夕顔、野宮、佛原、空蟬、松風、熊野、雲雀山、吉野靜、草紙洗、高野物狂、藤、羽衣、胡蝶、六浦、陀羅尼落葉、西行櫻、小鹽、遊行柳、雲

林院、杜若、誓願寺、葛城、雨月、三輪、龍田、卷絹、梅枝、富士太鼓、天鼓、邯鄲、唐船、三笑、枕慈童、浮舟、玉葛、紅葉狩、歌占、山姥、花月、放下僧、柏崎、櫻川、花筐、百萬、加茂物狂、源氏供養、田村、八島、忠度、簾、清經、經政、敦盛、俊成忠則、生田敦盛、實盛、錦木、松虫、芦刈、小督、盛久、春榮、安宅、元服會我、七騎落、護法、是界、野守、鶉飼、女郎花、春日龍神、國栖、殺生石、船橋、熊坂、鶴、照君、阿漕、藤戸、善知鳥、融、當麻、須摩源氏、絃上、海人、狸々、

以上 百十四番

○雜語目錄「下之部」(加入)

白髭、寢覺、大社、東方朔、浦島、玉井、繪馬、和布川、定家、楊貴妃、千手、二人靜、祇王、三山、蟬丸、三井寺、碓、求塚、綾鼓、弱法師、通小町、籠太鼓、自然居士、東岸居士、小袖會我、兼平、賴政、知章、通盛、朝長、巴、蟻通、豊干、輪藏、一角仙人、鐵輪、葵上、黑塚、鞍馬天狗、車僧、張良、項羽、雷電、羅生門、大江山、夜討會我、橋辨慶、船辨慶、同切、大蛇、舍利、鍾尙、松山鏡、小鍛冶、岩船、金札、

以上 五十五番

上、下、合計 百六十九番

文化七庚午歲正月改正

寶 生 大 夫

○書體の選擇、本文の一定等に就て

當流寛政版謄本は、「元祿五年の書上」を基として「享保二年の改正」等を参酌し、番組の加曲廢曲を行つて、始めて上梓したものであることは前述致しました。

そこで今度はこの寛政版の表紙、書體の選擇、本文の一定、節付奥付製本所等に付て私見を加へて見ませう。

表紙

寛政版には表紙の布紙によつて特製並製の別があります。特製本は絹表紙空色本書口繪に掲げました寫眞が夫で、前田侯爵家御所藏のものであります。並製は茶色表紙、兩製とも五雲の浮出模様、山様、霞様の金泥を交へ、當流儀の頭字「實」の字體の色々に變つたものを集めて所謂文字の寶づくしの極めて意匠を凝したものであります。書舖さんやではその後様々の表紙をつけかへられました。現在昭和版は寛政版そのまゝを模したものであります。この一事は矢張り初版の表紙の最も秀れたものであつたことを裏書するものと言ふことが出来ませう。

書體の選擇

寛政版の書體は、大炊御門右府の大師流を加味した顯祖獨特のものであります。元來謄本を以て謄ふ人は目でうたふのが一般でありますために、従て謄本の文字に親しみ、その形狀を記憶し切つて了ひます。それ故書體が變ると流儀が根本から一變し、非常に謠ひにくくなりませう。さればこの書體は當流にとつては缺く可からざる貴重な用件であります。昭和版もこれを模して印刷されたものであります。五十嵐博士からこの書體に關して味ふべき御高見を寄せて頂きました。

本文の一定

他流に比較して、寛政版の本文の特長は皆さんの疾く御承知のことゝ考へます。本版上木以前には寫本でありました關係上、本文はまち／＼で、常に多少の相違は免れることが出来ませんでした。茲に寛政版の上梓を一轉機として、完全に全部一定されました。

節付

安田大人は特に當流に御造詣深く、寛政版以前の謄本を澤山努力御蒐集でありました。嘗て私は之を拜見することを許されましたが、此の中には觀世流の謄版本に當流の節付をして用ゐたものや又何流にも使へる様に工夫した單に「當流謄本」と稱する本に當實生流の文字や、節付を直して使用したものがありません。併し此等の珍重な資料も大正の大震災で全部烏有に歸して了はれたことは、獨り安田大人のみならず、同好の士の均しく遺憾に耐えない所であります。併しかゝる雜然たる状態を改めて、當流正本として一定し、又從來様々な記號を以て表しました節もこゝに一定されましたのは、一に寛政版の功績と言はねばなりません。

奥付

寛政版奥付の書の筆者については、一は顯祖が書かれたもの、他は顯祖の教を受けて寶生大夫英勝師の筆になるものとの兩説があります。

併し、之は二者何れとも確定して了はない方が穩當な場合があります。即ち口繪所掲の本版奥付の寫眞の右より第四行に

于時寛政乙未暮春

とありますのは、己未の誤りであります。之をしも古諺の所謂弘法も筆の誤りと申しませうか。

製本所

最後に當寛政版の印刷製本所は、原版奥付の裏に載せてあります。

製本所

本石町四丁目 堀野屋仁兵衛

下谷御成小路 足利屋勘六

であります。之が記載してあるものは、寛政版謄本の初版と傳へられて居ります。

○大夫彌五郎將監師略傳

寶生宗家は本姓は服部、蓮阿彌(重英)、宗阿彌、養阿彌、一閑、寶山(重勝)師の五代を普通に御先祖と申して居ります。

次いで六代目四郎左衛門勝吉師が大夫初代でありまして、當代重英師は太夫十二代に相當致します。

謄本開版者は九代目大夫彌五郎英勝師であります。同師は副子家三代目彌三郎明喬の嫡子であります。此の家は當代重英師の御生家嘉内翁の御家に當ります。當家御先祖は宗家四代目大夫九郎友春師の五男勝之助良勝師で、其當時當流皆傳の家として一家を立てられ、爾來相繼いで前田家に仕へて居られたのであります。

扱、彌五郎英勝師に付て、御出生年月日の今に至るも不明であるのは、誠に遺憾至極と存じます。

藝事は、幼年より宗家六代目大夫九郎友精師の御仕込を受け、遂に家藝皆傳を得られました。



明和九壬辰年十一月、彌五郎師の師匠たる友精師御逝去なされましたが、嫡男天死のため、金剛三郎師次男丹次郎友通師入つて七代目大夫を襲がれました。惜い哉家を保つこと四年、浚明公に仕へて安永四乙未五月二十日御永逝、世嗣がありませんでしたので、觀世織部師三男を迎へて養子となし、八代目大夫を繼いで多門と申されました。併し何分幼年であります爲に、彌五郎師に後見を被仰付けました。文化六巳年、藩主前田相公様御附御用部屋執事より、寶生彌五郎、寶生新之丞、金春三右衛門の三師へ由緒の御尋ねがありました砌、指出しましたる由緒書が、只今前田侯爵家に所藏されてありますが、私先般之が拜見の光榮に浴しました。同書によりますと、彌五郎師後見に付ては、次の様に書いてあります。

私儀幼年

御家ニ召仕御用向相勤罷在候處先代寶生大夫儀幼年ニ而多門ト申候節先々代寶生大夫儀死去仕候處多門儀幼年ニ而公邊御用向并座中取締茂出來仕候ニ付私儀奉願本家後見仕

また安田家に於きまして、拜見させて頂きました寶生宗家系譜によつて、更に彌五郎師の後見の事實が明瞭となりますから、こゝに抜鈔して御参考に供します。

系譜

友勝 多門、九郎、實觀世織部之三男幼年而繼養父之業ニ同姓英勝後見 同仕ニ浚明公ニ十七年保家寛政三辛亥

十二月二十五日卒

彌五郎師が宗家を後見せられましたのは、前後八ケ年に亘り、この間公邊の御用向きの御勤めに兼て座中の取締、

多門師へ藝事の御仕込等をなされ、當流に於きましては、彌五郎師の獨り舞臺でありました。初めて公儀より役儀を被仰付れましたのは、安永四乙未年十月十八日で、當日西丸御能に於て「鞍馬天狗」を勤められ、其の砌ワキは寶生萬作、囃子方は大鼓三郎四郎、小鼓權三郎、太鼓新三郎、笛勘兵衛の方々でありました。

又御表より初めて役儀を被仰付れましたは、翌安永五年正月三日、御謠初囃組に於て、「東北」の御囃子でありました。其の際、囃子方は大鼓九郎次郎、小鼓清次郎、笛又六郎の方々勤められました。

此の間公儀へ勤められました御能だけでも數百番の多きを數へることが出来ます。

後天明三年正月、彌五郎師は多門師を九郎と改名なされ、家藝一切を皆傳し、同月五日、御奥御能に於て「石橋」を舞納め、これを期に後見役を離れて連役の上座となられました。當日ワキは新之丞、大鼓は九郎次郎、小鼓は六藏、太鼓は惣右衛門、笛は又六郎の方々でありました。

同時に多門師は、彌五郎師から離れて、九郎と改め、友勝と號し八代目大夫として立たれたのであります。

こゝに於て、公儀よりは寶生大夫と寶生彌五郎の兩師へ更め初めて役儀を被仰付れました。天明三年四月十八日、御奥御能に於て、寶生大夫は初番「弓八幡」(ワキ久右衛門、囃子方、大鼓五郎兵衛、小鼓六藏、太鼓惣右衛門、笛庄兵衛)を、寶生彌五郎師は祝言「金札」(ワキ平右衛門、囃子方、大鼓七五郎、小鼓政次郎、太鼓彦兵衛、笛勘兵衛)を勤められたのであります。

前記致しました如く、元來彌五郎師の御家は副子家で、當流の皆傳は得ましたが、連の家であります。抑々連家の御人が公儀に於てシテ役等を勤めますことは許されて居りませんが、併し公儀よりシテ役を被仰付れて、かやうに永

くお勤めになりましたのは、この彌五郎師御一人のみであります。

此れよりして後の八ヶ年間の當流は、太夫彌五郎兩師の二人舞臺で、その御勤めの番組は數百番の大きに上つて居ります。

寛政三年十二月廿五日、八代目大夫九郎友勝師永眠せられ、嫡子丹次郎幼少の故を以て、寶生彌五郎師に宗家相續の御誕を下されました。そこで友勝師嫡子丹次郎を以て彌五郎師の定副と致しました、翌寛政子四年正月宗家相續、九代目大夫を襲がれました。同師相續に關する記録は前述「由緒書」によると、

願書 (由緒書)

一、寛政四年子正月、故寶生大夫死去仕忰丹次郎儀幼少ニ而御用向等萬端難相辨依而私儀本家相續仕御用向等相勤
吳候様座中一同申聞候ニ付右之趣奉願候

斯願之通、仰付候右之段申上候

とあり、更にまた前述の安田家所藏の「系譜」には

英勝

彌五郎將監、實彌三郎明喬之嫡男本家友勝依ニ幼年後見勤ニ名代後離ニ後見ニ暫連役之上座友勝早世而嫡子

丹次郎依ニ幼少ニ本家相續友勝之嫡子以ニ丹次郎ニ定嗣ニ貴戚所ニ愛幸ニ終當治世爲ニ家齊公之師範ニ始開ニ板

當流謠曲之正本ニ、文化八辛未十二月四日卒

寂照庵止山表靜信士

彌五郎師は宗家相續後大夫として始めて、寛政四子年八月十八日、若君様御誕生御祝儀に「道成寺」(ワキ寶生萬

作、大鼓三郎右衛門、小鼓喜太郎、太鼓惣右衛門、笛熊八郎)を勤められました。

更に寛政七乙卯年四月廿五日、尾州家にて「卒都婆小町」(ワキ新之丞、大鼓九郎兵衛、小鼓六藏、笛又六郎、後見權五郎、彌三郎)

物着大ツ、ミノリノツ、ケ一ツ跡ヤハイヨイヤハイヤイヤ

關守と諡ふ

此時上歌中へ打切ハイル

を勤められたことがあります。こゝで面白いのは後見を婿養子權五郎師(後に述べます)と實父彌三郎明喬師が勤めて居ることです。

八代目大夫友勝師嫡男、彌五郎師の定副でありました丹次郎は、寛政七年七月十四日早世されました。

九代目大夫英勝師には嫡男なく、嫡女トミ次女カナがありまして、嫡女トミには前述の婿養子に權五郎を迎へました。權五郎邦保師は毛利甲州之家士松尾何某之男で、定副丹次郎天世するや本家の嗣子となつたのであります。

次女カナは前述致しましたる「道成寺」に於てワキを勤めました寶生新之丞師に嫁して居ります。

抑々當流に於ては「弱法師舞入」は頗る秘曲とされて居りますもので、此を勤められた方の記録を未だ曾て見たことがありませんでしたが、彌五郎師がこの難曲を勤められて居りますからこゝに御紹介致します。

寛政丁巳九年三月廿九日

御奥御能

寶生大夫	弱
萬作	法 師
三郎右衛門	清
次郎	又
六郎	舞入

連家の御人がシテを勤めることの出来ないことは前に述べましたが、九代目大夫の婿子權五郎邦保師が宗家の嗣子となられたるに依つて、始めて公儀からシテ役を被仰付けられました。それは寛政十戊午年三月廿七日、御奥御能に於て、「梅枝」(ワキ萬作、大鼓三郎右衛門、小鼓清次郎、笛久八郎)でありました。

これより先寛政七年權五郎師二十六歳の時、初めて一男子を設けまして石之助と命名しました。宗家に於ては永々養子が續いて居りました折柄九代目大夫彌五郎師の嫡孫を得て、こゝに權五郎、石之助親子の宗家相續者が出來たのであります。この石之助の名に付ては次の様な因起があります。

抑々當流に於ては、秘曲「石橋」(連獅子)は親子でなければ勤められぬことになつて居ります。權五郎師に嫡男の出來たことは當流に於て久しく中絶して居りましたる「石橋」(連獅子)の再興を直ちに連想させますので、これを祝つて「石橋」の石をとり石之助と命じたのであります。

そこで非常な意氣込を以て、石之助の藝事の御仕込をなされ中絶してゐました連獅子を再興して、英勝師が名人でありました爲に、權五郎師、石之助親子に相傳されました。寛政十一年五月十八日御奥御能にて、權五郎師が英勝師養嗣子となつて始めての「石橋」を勤められたのであります。

かゝる際に當流謠本の寛政版の上木が行はれたのであります。即ち寛政十一年春三月、十一代將軍家齊公の御尊父

一橋大納言治齊公の御庇護の下に、始めて上木することが出来ました。

次いで寶生大夫英勝師へ公儀より御稽古御師範被仰付れました。當時の記録は前述の「由緒書」に次の如く出て居ります。

一、寛政十一年未五月

公儀御稽古御師範

仰付候段達御聽從

相公様

干鯛 一折

樽代 五百足

中將様

干鯛 一折

樽代 五百足

右之通庄田要人殿を以頂戴仕候

(由緒書)

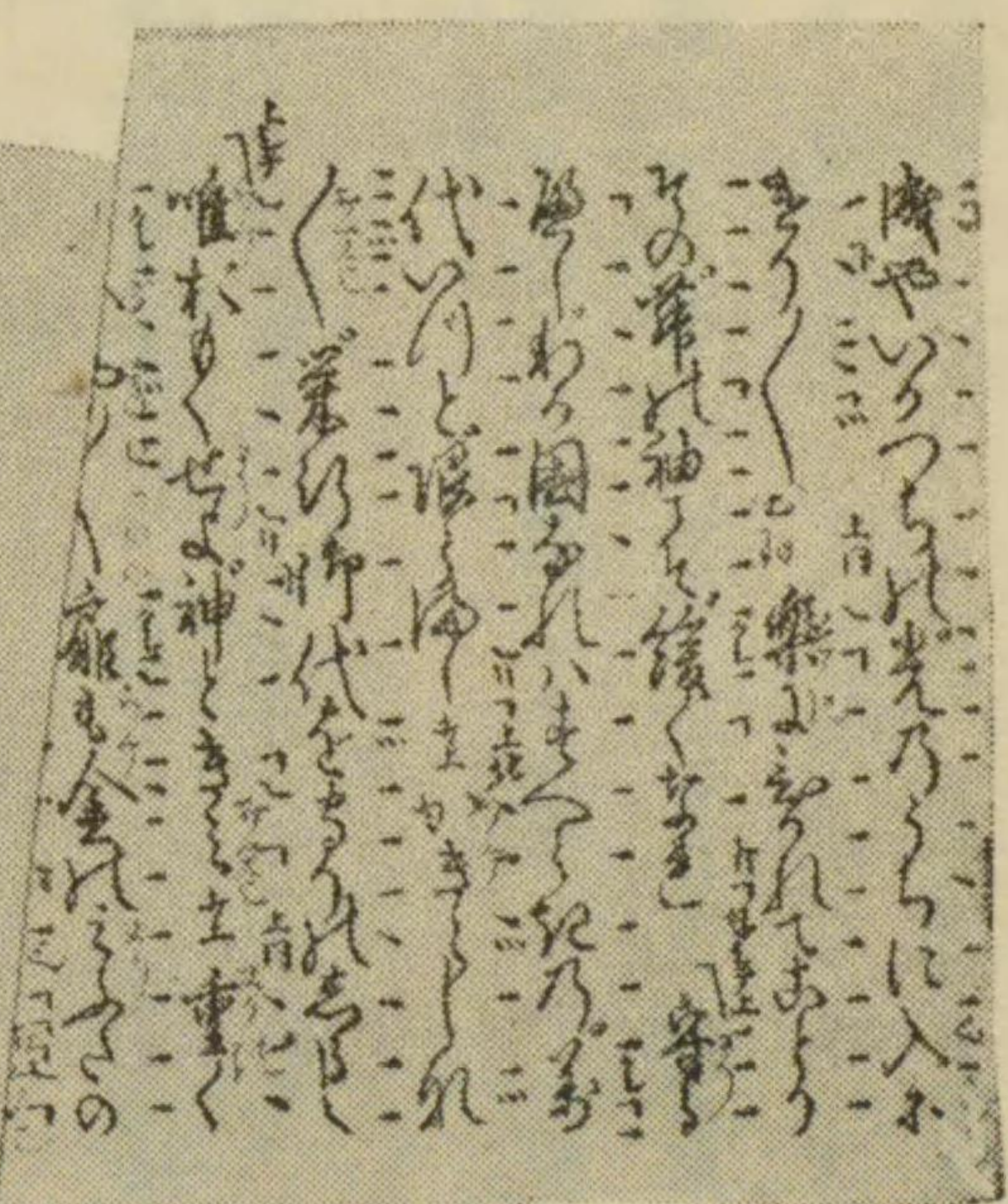
かくして名人英勝、權五郎兩師の薫陶宜しきを得て、石之助の藝事の進歩著しく、文化四年十二月十八日、御本丸御奥御能に於て初シテ「花月」を勤められました。時に十三歳でありました。其の當時の當流は親子孫の三人舞臺でありました。

文化六年四月九日、權五郎師が歿せられましたので、英勝師は嫡孫石之助を以て嗣子と致し、翌文化七年に彌五郎の名跡を譲られました。

七年正月當流の「囉謠」の横本上下二冊百六十九番の改正上木を始めて決行されました。本欄掲載の寫眞は「囉謠」模本の奥付であります。

更に英勝師の最終の美をなすものは、當流の「舞囉謠」百十四番、「仕舞謠」二十九番を上梓して、一橋家の藏府に供されたことあります。こゝに挿入しました寫眞は同書の表紙と奥付であります。

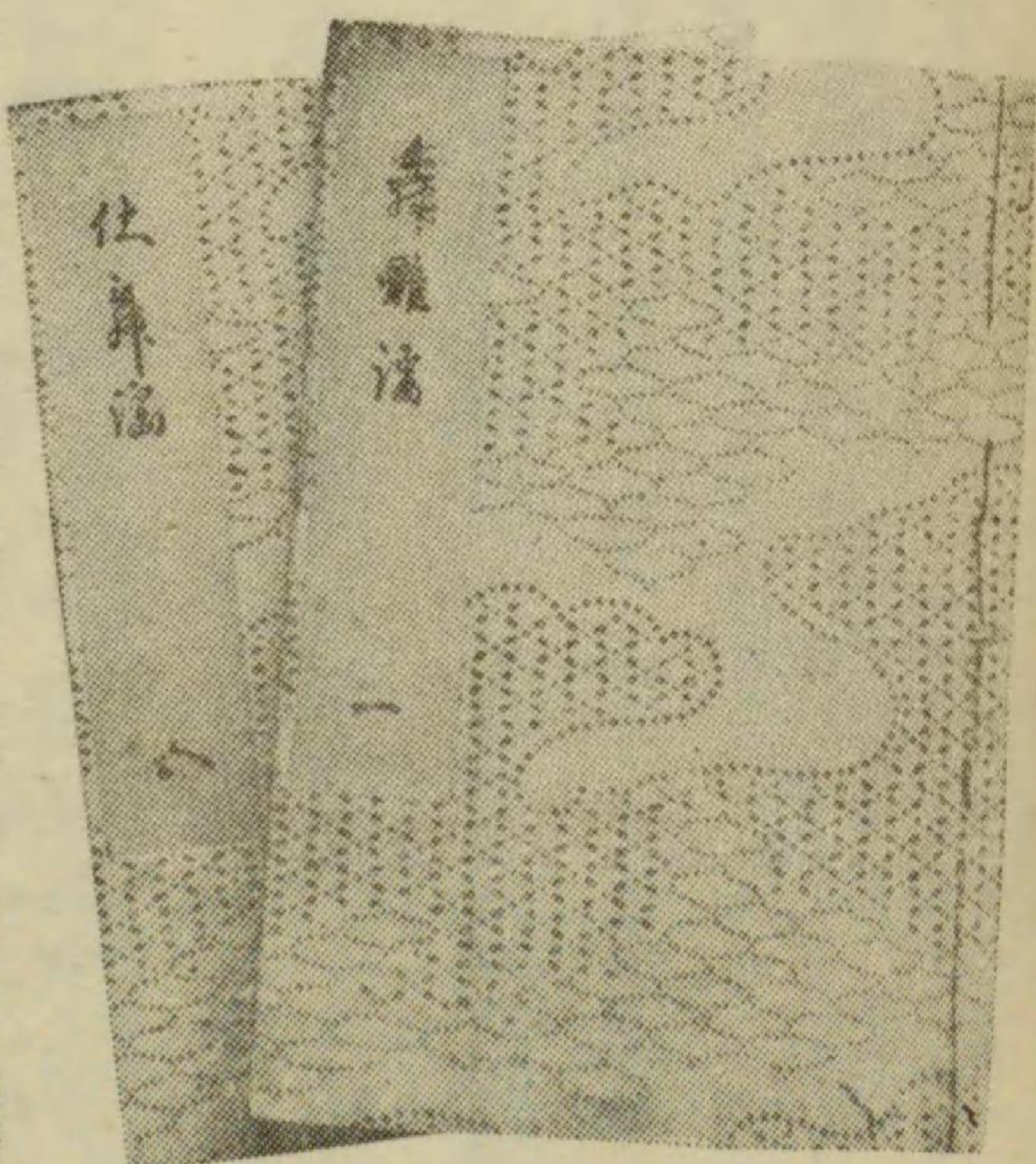
此の外に「装束付」「作物」等を全部調べあげ一つの寫



文化七庚子歲
正月改正

寶生太史

(藏家田安) (本横) 謠囉



右寶生流舞囉謠百拾四番
仕舞謠貳拾九番使太史將監
英勝章句之者今上梓以爲
府藏文化七年六月

(藏者筆) 謠囉舞仕・謠囉舞

本にとりまとめられました。是は前にも述べましたが文化二五年十月下旬であります。(二四頁寫眞を御参照下さい) かくの如くして以上の大偉業を成して、前記の「系譜」にあります様に文化八辛未年十二月四日永眠されたのであります。

御法名 寂照庵止山表靜信士

菩提寺 澁谷、廣尾 祥雲寺

○寶生家系譜

武朝 天御中主命十一世之孫天御杵命後裔神武天皇辛酉年定服部一族二十八葉世領伊賀七郡、武朝有勇武之才叙正四位服部爲姓氏

武明 武明之男叙從五位同領伊賀國立孫武富迄保元以下之亂役有戰死二年記不詳

武富 左近藏人 武明之玄孫爪牙之傍長和樂依春日明神神託役名號寶生又保生供大和國領外山崎茲時同姓觀世伊賀國領結崎秦氏今春領圓滿井金剛領坂戸是號春日之四座皆以和樂奉大明神又賜藤丸紋印至今幔幕所之藤丸是也武富延文中卒

武邦 白石大輔 武富之男秀武長和樂其頃城州栗栖野有怪異爲是征行見怪女抱子向武邦此子給抱云安事奇近嬰兒向母帶鬼神代之刀云怪女喚嗚呼容不見云云此外於

所々有高官一時之公方尊氏被問召武之譽世稀而白羽征矢十二節其外種々積車給之故車矢爲紋印夫迄紋印玉手筥也武邦應永年中卒

觀阿彌 白石大輔之弟 繼觀世家和州於結崎領二千石足利之同明也

世阿彌 觀阿彌嫡子多作諷故俗呼諷觀也

音阿彌 世阿彌嫡子

蓮阿彌

重英

白石大輔之養子實觀世世阿彌弟觀世同仕將軍寶篋義詮鹿園義滿之二代博識多戈而素搜和漢傳說布之歌謠施之伎舞國家之興廢人世之盛衰勸善懲惡以爲諷諫之一助於此和樂大興朝野稱之上下樂之

將軍敦幸之領所之外山崎加新思賜千石遂更和樂之名賜能之名所謂衆伎善能之儀乎茲時俗呼能寶生寶生之號出寶塔品因表法花八卷紋印之矢改八本立應仁二戊子年八月卒

宗阿彌

蓮阿彌之男繼父之業歷勝定義持長得義量慶雲義勝之三代上明應三己未六月卒

養阿彌

宗阿彌之男同繼父之業歷下慈照義政常德義尙惠林義種之三代上後管領上杉家奉仕大永四甲申年六月卒

一 閑

養阿彌之男同繼父之業精家藝又有武勇之才茲時世運澆季知踏霜之漸遂辭仕去後

北條早雲有相州懷撥亂之志通四方之客一閑沛然起而至相州續本系還俗而號服部四郎左衛門勝政早雲太嘉其壯志近侍于左右勝政特致清忠出奇策奮猛勇歷氏政氏成之二代永祿元戊午年八月卒

寶山

重勝

右近將監一閑無子養觀世道見子令繼其業俗呼古寶生一任氏康所愛幸天文年中氏康以一族氏規之二子助五郎勝千世爲質甲陽以氏規貴戚之故寶山致忠貞尤驂乘于二子氏康許之時無良馬以書小笠原能州借征馬能州與寶山有勿頸之交故贈良馬一匹能州之書在于今寶山驂乘入于甲陽出義言輝國威盟甲軍而歸氏規不堪謝詞致書盡懇懇其書有于今從北條家賜所之貴品之中用伎舞一鬘帶物今猶存家寶山有一子茲時觀世家無繼嗣寶山以同姓之故以一子爲繼觀世家自養金剛孫太郎之弟爲服部之家嗣北條廢後寶山懷報國之志居南都高島三徵七辟不屬遂老于家天正十三乙酉八月卒

三十郎寶山嫡子繼觀世家

勝吉

忠勝

新次郎四郎左衛門

實金剛孫太郎之弟抽于樂舞繼養父之業又秀武事從養父寶山居南都高島信州之太守小笠原兵部大輔秀政召之乃就本州釋俸四百石安堵東照神君在濱松之城之日召勝吉有伎舞一方其舞芭蕉之曲庭上有校人一群騷動勝吉聊神色不動及終曲神君深感思召

賜下印葵御紋茶小紋羽織衣元和元年難波之役小笠原秀政及第二子信濃守忠脩右近大夫忠政陪神君之陣茲時勝吉從小笠原之軍五月七日秀政忠修父子戰死秀政爲敵鎗所殺勝吉肩之而還軍營秀政即日卒凱旋之後神君聚元老暨諸將銓其功未及小笠原父子勝吉進曰吾視軍中諸將不自血刃以拾獲之首獻君前又尙得恩賞秀政父子爲君戰死忠義第一也何置而弗言神君乍笑勝吉掩口於是小笠原得其賞勝吉非挺於樂舞一雄于武事一勇節之志忠貞之榮亦如此後業嗣子附于重房剃髮而號道奇寬永庚午年八月卒

重房

九郎左衛門勝吉之男仕

台德公大猷公嚴有公之三世寬文五乙巳年六月卒

重友

又重政・重保卒

九郎將監重房之男繼父之業世有一名人號仕嚴有公常憲公之二世貞享二乙丑八月

友春

長次郎新次郎九郎將監

重友之男同繼父之業世有上手號仕常憲公有章公文照公有德公之四世享保十三戊申八月卒

又良重 重章 重吉 孝和 三郎次郎左門十郎左衛門重友之二男繼觀世家

重世 數馬 左太夫 重友云三男越前毛利仕ニ兩家ニ後依ニ而内藤野州之招ニ暫
 住ニ岩城ニ享保十五年丹次郎輝始因ニ若年ニ歸レ東武ニ後見重世委レ伎舞ニ又
 遊レ滑稽ニ一年有レ京師ニ雜屋治郎右衛門松翁立團爲レ婚後剃髮而繼ニ立團
 之名ニ延享二乙丑十月卒ス

女 幸清次郎妻
 女 春藤權七妻

佐大 夫 重世養子而内藤家奉仕
 女 大藏千三郎妻重世二女

主 馬 政之丞 友春之嫡男早世

九 郎 吉之助 嘉内 友春之二男早世

女 實生新次郎妻

伊 織 友春之三男早世

女 瀬戸伴助妻

鴨

榮

造酒 友春之四男初仕ニ越前家ニ兄三人續早世依繼ニ本家ニ仕ニ有徳公ニ享保十五庚戌年六月卒ス

良

勝 勝之助 友春之五男
 仕ニ加州家ニ

氏 勝 齊宮 勝之助養子而同仕ニ加州家ニ實古春左衛門
 弟

明 彌三郎 齊宮養子而同仕ニ加州家ニ實古春左衛門
 二男

勇 勝 金彌 源五郎 明喬之二男繼ニ父實方之氏ニ古春名乘同加州家
 別俸兄英勝因ニ本家之後見爲ニ二男繼ニ父之名跡ニ

勇 祥 吉之助 彌三郎
 勇勝爲婚養子實高光何某之二男

女 勇勝嫡女勇祥之妻

女 勇勝二女

逸 名 吉之助 勇祥之男

鴨榮之嫡男 早世

友

才次郎 多門 丹次郎 九郎

又開始

實寶生新次郎三男友精若年而繼養父之業歎其家晝夜不安寢食親一族惠賢第一常信春日大明神磨其藝或夜神託夢賜矢一筋仍而紋印加一筋之矢改九本立遂功成當流又大興不拙風雅委茶道仕有德公悖信公俊明公之三世明和九壬辰十一月卒

鴨榮之嫡女友精之妻

鴨榮之二女早世

友精之嫡男 早世

友

通 丹次郎 九郎 友精之養子

實金剛三郎之二男從幼年萬能秀才自卑多能通藝惜哉保家僅四年仕俊明公安永四乙未五月卒

友

勝

多門九郎實觀世織部之三男幼年而繼養父業同姓英勝後見同仕俊明公十七年保家寬政三辛亥十二月卒

英

勝

彌五郎將監實彌三郎明喬之嫡男本家友勝依幼年後見勤名代後離後見暫連役上座友勝早世而嫡子丹次郎依幼少本家相續友勝之嫡子以丹次郎定嫡子貴戚所愛幸終當治世為家齊公之師範始開板當流諺曲之正本文化八辛未十二月卒

丹次郎 友勝之嫡男早世

邦

保

勝之丞 權五郎

實毛利甲州家士松尾何某之男英勝為婿連役之定家嗣

友勝之嫡男丹次郎早世而本家之為嗣子文化六己巳四月卒

英勝之嫡女 邦保之妻

英勝之二女 寶生新之丞之妻

邦保之嫡女 醫師加茂川玄之妻

友

干

石之助 彌五郎

邦保之嫡男邦保早世而英勝之為嗣子

槌次郎 邦保之二男早世

○將監と大夫に就て

安田家御所藏の寶生宗家の系譜によりますと、「寶生大夫將監英勝云々」とありますが、この「將監」に就て研究して見ますに、英勝師が果して公儀より「將監」を賜られたものか、又は自ら名乗られたものか、果して公儀より下賜されたものとするれば、それは何時かと言ふことに至つては未だ不明であります。そこで、此の「將監」の事に付て調査しました所を次に掲げます。

將監ノ事、王朝時代左右近衛府（今ノ近衛師團ノ如シ、左近衛府ハ皇居ノ東ニアリ、右近衛府ハ皇居ノ西ニアリ）

ノ官員ハ左ノ如シ、1大將、相當從三位（相當トハ今ノ官等ノ如シ）、2中將、權中將、相當從四位下、3少將、權少將、相當正五位下、將監、相當從六位上、5將曹、相當從七位下、6府生、7番長、8舍人。
右ハ昔ハ皆政府ヨリ任ジタルモノナレド、後世ハ勝手ニ名乗ル様ニナリタリ、其事ハ伊勢貞丈翁ノ「四季艸」ノ内、秋草ニ言フ。

何兵衛、何右衛門、何左衛門と名のる事近世の風俗なり、兵衛、右衛門、左衛門皆官名なり。官ハ天子より任せらるゝものなれば、私に官名を名のるべき事に非ず、然るに永祿天正の頃以來大亂世の時代には、天子の御威勢も衰へて武士どもの威勢盛んに起り、無法我まゝになりて我心まかせに、何ノ守、何ノ介などゝ官名をぬすみて名のれども、天子よりこれを咎めたまふ事もなく、其まゝに打置れしゆえ、あまたの年月を経るまゝに、いつとなく武士の風俗となりて、官名を心まかせに名のることゝなり、後には農民商人穢多乞食に至るまで何兵衛、何左衛門、何右衛門と名のる事になり來れり。然れども治世になりては（徳川幕府になりたる事を言ふ）、守介頭等の字をば憚りてつけず、其の中に縫殿助、内藏助などは今も猶憚らぬもあり。

百官名とて中務、式部、治部、民部、刑部、大藏、掃部、織部、主水、外記、内記、大學、藏人などの名を付るも、右にいふ如く官名をぬすみたるなり。

以上の引用によつて、將監なども同様なることは勿論であります。

又序に大夫の事は、一寸十分明瞭に考へたものが見當りませんが、併し上田萬年、松井簡治兩氏共著の大日本國語辭典には次の如く出て居ります。

大夫、太夫

(一)五位の稱、古昔は五位以上をも言ふ。

(二)狂言淨瑠璃其他遊藝曲藝等を業とする者、雜伎の者宮中に召さるゝ時、無位にては入るを得ざれば、假に五位に准ぜられしより起ると。一説に皇室式微の時、諸職人の金を奉りて五位六位の官位を得たるに基くと。

(参考)

(松屋筆記)、淨瑠璃大夫の號は院中にめされてえいぶんなりしとき、かりに五位をたまはりに起れり。

(譚海)。淨瑠璃語るもの、其少椽大椽某太夫など、稱する事元來人形つくりて、禁裡へ奉りしものに受領號（何國ノ守などの名）をゆるされたるがはじまりなり。

(能樂大辭典)太夫は能役者の高貴なる職名にて徳川幕府の世にはこの職名は觀世寶生金春金剛の家元代々世襲して觀世太夫金春太夫と稱せり、獨り喜多に至りては十太夫と稱し、六平太と稱して喜多太夫と稱せざりは何の因由ぞや。

證房の古寫本「老まつ」、「姥すて」の傳書、によれば、

大夫ト云爵、大夫ハ唐名ナリ。爵ハ日本ニテハ諸位ノ惣號ナリ。但シ又始メテ五位ニ敍爵ト申ス也

松チ大夫ト言事ハ秦ノ始皇ノ御獵ノ時天俄ニカキクモリ大雨頻リニ降シカバ御門雨チ浚ガント小松ノ陰ニヨリ給フ此松俄ニ大木トナリ枝チ垂葉チ雙木ノ間スキチラ塞ギテ其雨チ漏サマリシカバ御門大夫ト爵チ贈給ヒシヨリ松チ大夫ト申ス也

以上の「將監」、「大夫」に付ては織田翁に一方ならず御指導をうけましたことに對し、最後にお禮を申上ぐる次第であります。

○筆者信夫顯祖翁略歴

當流謠本寛政版の筆者、信夫眞五郎の俗名丈は判つて居ましたがその他については、殆ど全く不明でしたが、安田大人の命をうけまして、私が十有餘年間に亘り調査致しましたところによりますと、次の如く大體判明致して参りました。

抑々信夫家は畏くも 清和天皇の末裔に當り、古くは仁科姓を名乗りましたが、顯祖の祖父（俗名不詳、實曆四甲戊年二月十二日卒、法名寛洪院泰扶實翁居士）に至つて始めて「信夫」を家姓とし、同家の先祖となられたのであります。顯祖の父は他七郎と呼ばれ、磯田氏の女を娶つて、眞二郎、眞五郎の二子を設けました。眞二郎は顯祖の實兄に當り、諱は利盛、長じて安永五戊年迄御小姓役を相勤め、安永七年病死して法名を俊爽院功玄岳英居士と申します。顯祖の父他七郎、法名は法岸院覺心自性居士、寛政三辛亥年四月九日。母磯田氏は、貞光院温室妙永大姉、文化六巳巳年六月廿三日に何れも他界されて居ります。

こゝに最も私の遺憾と致します所は、顯祖を始め以上の血族の方々の出生年月日の審かならざることであります。

當の顯祖は明和二年江戸に生れ、天明二寅年十八歳の時部屋住より御奉公相勤め、高三百石、御役料二百俵、御物頭相勤め御持服拜領公儀御目見被仰付けられました。初め諱は道別、字は順卿、槐芽（庵）と號し、天保三辰年閏十一月廿七日病死致しまして、淺草は萬松山本然寺に埋葬、享年六十八歳であります。

顯祖は一橋家の祐筆ではありませんが、上述の如く公儀より御物頭相勤めて祿を頂いて居たことになり、かくて家齊公の御尊父治齊公の御庇護の下に寛政版謠本が上木され、寛政十一年戊辰に出來致しました。暮春とありますか

ら春三月の頃に當りませう。私が以前故藤野謹爾師から故成島柳北の言として承つた所によりますと、一橋治齊公から謠本の筆者を仰付られてから約三ヶ年の御猶豫を頂いて、實生大夫將監英勝師について謠曲を習ひ、全曲を習ひ了り、そこで精魂を凝して謠本を書き出して寛政十一年春完成したのであります。時に顯祖三十五歳でありました。

「萬葉集略解」は寛政三年三月、顯祖二十七歳の時橋千陰、平春海等と共著致しました。この時分は道別と申して居たのであります。

文化七年彌生、顯祖四十六歳の時「歌仙繪抄」の三十六歌仙の歌を書きました。口繪にありますのが即ちそれであります。

文政七年霜月、顯祖六十歳の時に「奇魂」の丹波頼理の序文の書を書きました。

其の他半截一行もの、短冊及「使筆法」等の年月日は今以て判明致しません。

尙顯祖が大酒家でありましたことは、前述の故成島柳北の言として、故藤野師から承つたと記憶致して居ります。

○源道別信夫顯祖同人説

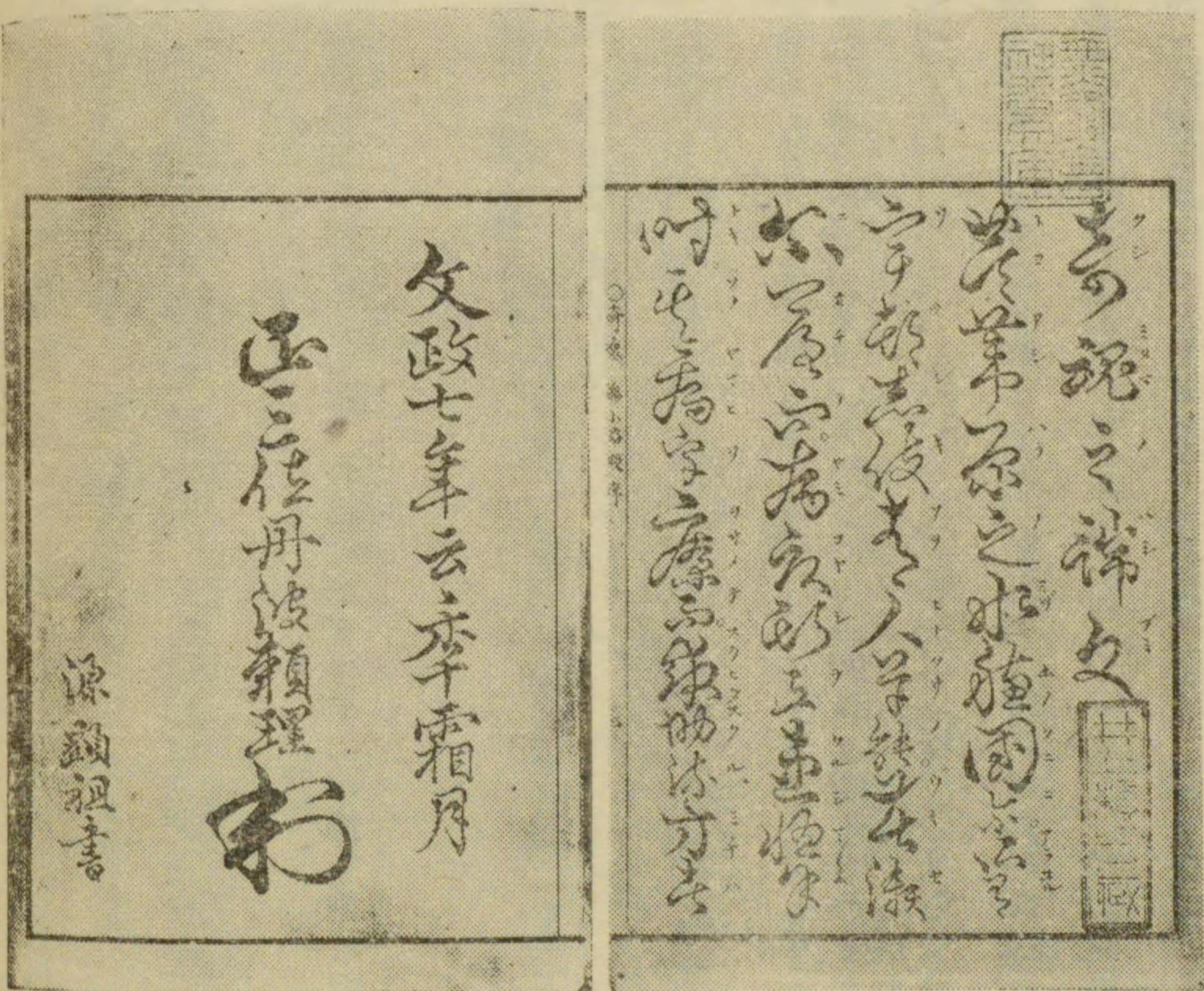
萬葉集略解の作者の一人で且つこれが筆者である源道別と、當流の謠本寛政版の筆者たる源顯祖は同人であると言ふ説を始めて建てられましたのは、書家多田親愛先生の御門下の安田大人で、次いで當流「翁」「蘭曲」の書者であります故吉川畫伯であります。御兩人とも主として其の筆蹟上同人説を立てられました。併し同一時代に同一筆法を用ゐる者のあることは肯定されますため、何等この同人説を立證する確たる證據がなかつたのであります。處が先年私が發見しました信夫家の系圖によつて、はからずも源道別と源顯祖は同一人であることを確かめることが出來ました。

それに致しましても衆論區々たるうちにあつて始めて同人説を主唱せられました安田大人と故吉川畫伯の御先見の明と御鑑識には、今更ながら敬服申上ぐる外はありません。

○將軍家齋公と顯祖

源道別即ち信夫顯祖は單に一橋家の(家人)御祐筆に止らず、十一代將軍家齊公とは特別な關係にあつて、儒學、書道等の御指南を申上げたことを裏書する資料がありますので續いて述べて見ませう。

- 第一 「奇魂」のこと、
 - 第二 「仙吾記」のこと、
 - 第三 「字下之人言」のこと、
 - 第四 「使筆法」のこと、
- 第一「奇魂」とは一名尙古醫典とも謂ひ、二冊刻成で、神代よりの醫道の傳來を論じたものであります。これに付て正三位丹波頼信の序文の書を顯祖が



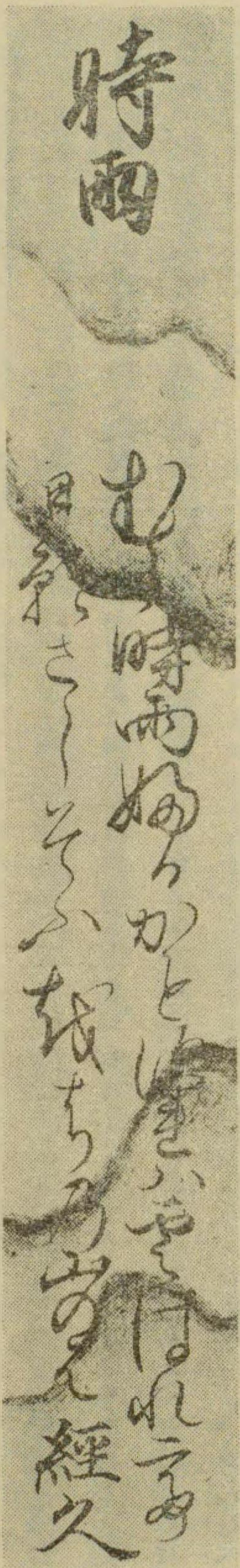
ものして居ります。

本書に關しては、織田翁によつて無窮會神習文庫中の「奇魂」の原本を拜見させて頂きました。その節、許を乞うて撮りましたものが本欄挿入の寫真であります。又多田先生御門下の岡麓先生にも親しく教を受けました。御参考までに「奇魂」の原文を掲げます。

第二、「仙吾記」は源道別、橋千蔭等と共に萬葉集略解の著者たる平春水の著す所で、文化二年三月、京より妙法院一品宮江戸御下向の砌、御旅舎を天徳寺に定められましたがつれづれの儘に、春水、千蔭等を召して御物語なされた次第を、春水が同年四月一卷に纏めたものであります。

この「仙吾記」の一節に源道別に關して春水が述べて居りますから次に御紹介致します。

一、萬葉略解に源道別といふ人あるはいかなる人ぞと仰らる 予申上るに是は一橋の家人にて歌を好み筆(説)をもこのみ侍りて先年大炊御門右府の東に下り賜ひし時御弟子になりて書法を學び侍ると申上ければ右府は我と同じ



流儀の書法を學びし人なり。されど右府は拙筆にてありしなり、近頃の堂上にては近衛の豫樂院善書にぞありしなり其道をあつく好める人にて東寺に傳はりたる古代の文書をもみづから數日かよひて寫し又宇治平等院の扉の色紙かたに具平親王の詩をかゝれたるがかりしをもことさらに足代を作りて九日かよひてうつしをはりしなりとおほせらる。予申あぐるに其具平親王の色紙形の模本藏し賜へりやと申ければ、いな、われはもたらさず近衛家には今にあるべし、われ都にかへりて後かりて見さすべしかの平等院の眞蹟も今は文字消て見へずなりたり、をしむべしとおほせらる。

萬葉集略解の解説及び歌道について五十嵐博士の玉稿を頂きましたことは感謝に堪へません。

上の仙吾記に於て、顯祖は大炊御門右府について書道を習つたことが明瞭であります、大炊御門右府の筆蹟として御参考までに短冊を掲げました。

以上によりましては、源道別は單に一橋家の家人なることは明瞭であります、併し仙吾記を読んだ文では道別が顯祖と同一人なることは分りかねます。

第三、「宇下之人言」は十一代將軍家齊公の時幕府老中松平定信公の隨筆録であります。「宇下之」は定であり、「人言」は信で定信となります。私は松平定信公の後たる松平定晴子爵の邸近く住つて居りますが、同家職の松平稻吉氏より同書の寄贈を忝なくしました。

同書冠頭に（本書）所掲の光格天皇御製（所賜于將軍）家齊公御臨書がありました。之によつて更に次の様な事情が明かとなります。念のため御製及び、之に付ての樂翁公の文を引用させよう。

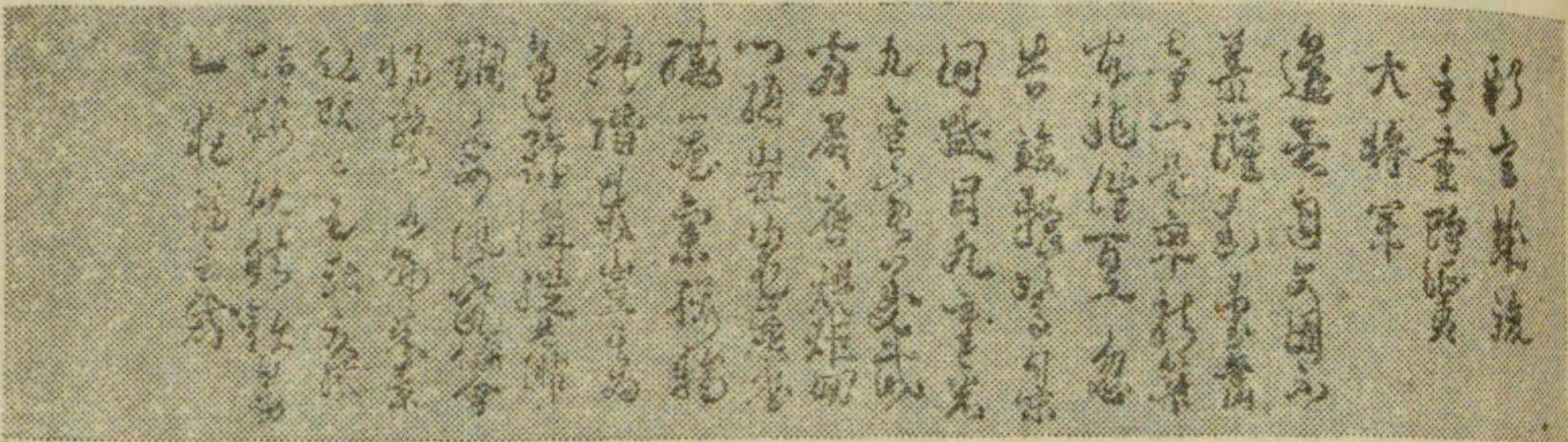
新宮成後手書賜征夷大將軍

- 遙慕周文園 不羨漢武臺
- 舊章一是率 新築本非催
- 百工忽告發 整駕自東回
- 拭目九重裏 九重實美哉
- 兩殿應規矩 四門總崔嵬
- 燕雀繞簷集 橋櫻挾階裁
- 豈其爲逸豫 講禮共徘徊
- 委佩郡僚會 將幣九州來
- 素心既已足 起臥感鹽梅
- 欣然歌思動 乙夜薄言裁

（「宇下之人言」五五頁）

禁裡御造營御大造之事にて侍るを、指揮無殘處致せしかば御滯も無く御造畢に至り、叡感も不淺御詩をさへ御拜領之儀無此上思召候。

右は其方出精故と思召候とて御手づから其御製を寫し給ひて下に下し置れける。誠に有難さいはんやうもなし。（同 五六頁）



以上の引用によつて、家齊公が先に光格天皇の賜つたる御詩を、寫されて樂翁公に下されたことが分ります。これによつて一橋家の御祐筆たる顯祖が、非公式には將軍の學問、書道の御指南役であつたことが裏書されるとが容易に想像出來ます。更に一層この事實を立證するものは次の「使筆法」であります。

第五、「使筆法」は信夫顯祖の物された書法の運指法、使筆法を收めたもので、私が某家より買求めたものであります。本欄に掲載の寫眞にもあります通り、文恭院殿とありますのは、將軍家齊公のことであります。最早顯祖が將軍の御指南役であつたことは、疑ひのない事實であります。

尙「使筆法」については岡先生、故吉川畫伯、が其の眞なることを立證せられました。

書道については平沼博士に御願ひして、杉山先生に專

門的の御意見を載せて頂く光榮を得ました。

○菩提寺發見

上述の「筆者の略歴」によつて、顯祖及び顯祖以前のことが大體お判りのことと思ひます。次に翻つて顯祖以後のことを見ることに致します。

併し乍ら顯祖以後の事情に至つては、その以前にも増して、次に述べる様な原因によつて全く模糊として雲を掴む様な有様で、その調査の困難は到底筆紙に盡せません。即ちその不明となりました原因を究めますに、

第一、關係記録ののこさるべき御邸に、御維新のためかその記録がのこつて居らないこと。

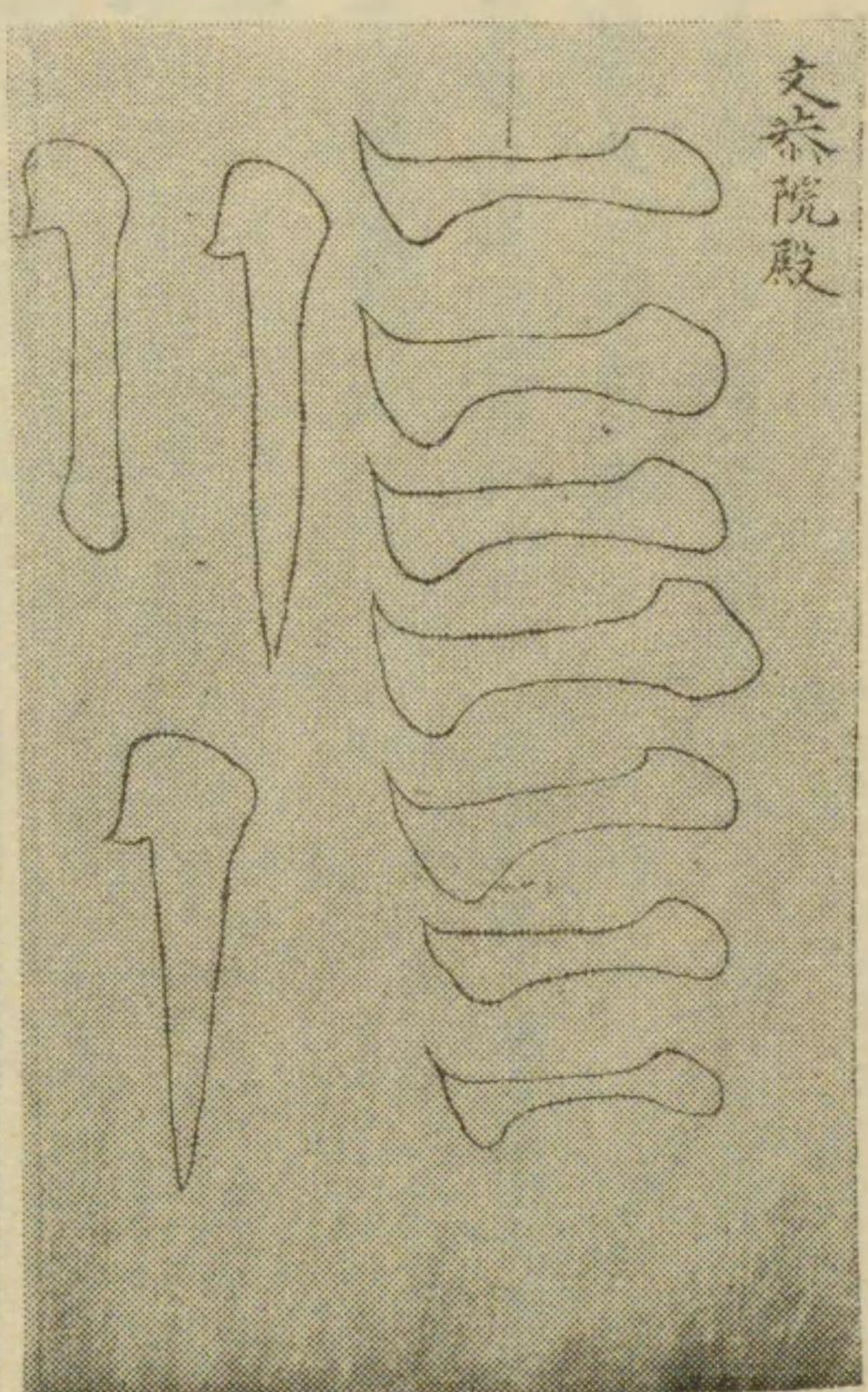
第二、天保元年より同五年迄、信夫家菩提寺に内紛があつて住職が居らなかつた爲に、過去帳がないこと。

第三、顯祖の後は次に述べる様に信夫家は死に絶えて、甲州の神頭内藤若狹が、信夫家の系圖と位牌を買ひ、悴佐司馬を以て、同家の後を嗣がせて第四代としたこと。

第四、四代信夫佐司馬の悴、五代の昌知が信夫家の先祖代々の幾基もあつた墓を改葬して新に二基の墓石と改め、

一は信夫家の先祖を臺石「信夫氏」に、他の一に内藤若狹以下を臺石「信夫廟」に入れたこと。

昨年五月奥州岩城の某舊家に古本の賣立があり、東京から古本屋某氏が之について買入れに行くことを聞きまして、特に某氏に當地には古くから當流が傳つて居たから、何か當流に關係のあるものがあつたら買求め呉れる様に依頼致しました處が、幸にも寶生佐大夫立圃の傳書を、名越惠内の門人が書寫したものを、西村野蕾茶人先生から恩借して、明和八年六月、岡村正芳書寫する所のもの其他雜記二冊を手に入れることが出來ました。其の中に顯祖の菩提寺及び



葬の記録がありましたので、之によつて始めて顯祖の菩提寺を発見することが出来ました。此の時私は病氣中でしたが、この事實を発見するや、手の舞ひ足の踏む所を知らず、宙を飛んで菩提寺淺草新谷町本然寺に馳せつけ、住職に會つてとみには口もきけなかつた程であります。此の邊の私の胸中の喜びは皆様の御賢察にお任せ致します。

本然寺住職佐野良光師に過去帳の拜見を求めましたが、前述の第二の原因によつて、過去帳がないために、住職の案内によつて、始めて墓參を致すことが出来ました。そこで一片の回向にもと讀經をして頂きました。其の時に前述の「信夫廟」の臺石のある墓碑の右横面に、「長臺院壽山量昌居士、天保三壬辰年十一月廿七日」が刻まれてありますが、之こそ信夫顯祖の法名で、昌知が改葬當時、この法名の何人なるかを知らず、殊に過去帳もないものですから不明なものとして自分（内藤）の系統の「信夫廟」の右横側に刻んだ譯であります。かやうにその家を繼いでゐる人でさへ知らなかつた顯祖を、當寶生流の傳書の中から発見されると言ふのは、寛政版の精靈の御引き合せと申しませうか、誠に有難いことであります。

次に二基の墓碑に刻んであります法名を掲げます。

臺石に信夫氏とある墓

- 寛洪院泰扶實翁居士 寶曆四甲戌年二月十二日
- 微涼院芳室清夢大姉 享保十一丙午年七月二日
- 微法岸院覺心自性居士 寛政三辛亥年四月九日
- 桂林院良月知光大姉 安永三甲午年五月廿七日

- 貞光院温室妙永大姉 文化六巳巳年六月廿三日
- 俊爽院功兵玄英居士 安永七戊戌年八月十七日
- 心光院泉岩妙月大姉 天明五乙巳年七月廿二日
- 知音院香菊貞圓大姉 文化二乙丑年九月三日
- 松壽院妙性了悟大姉 文化十癸酉年三月十六日
- 梅芳禪童子 天明七丁未年正月廿五日
- 嶺松院寒月貞照大姉 寛政十二庚申年十二月八日

(以上正面)

- 知芳禪童女 文政二巳卯年五月十六日
- 冬窓院嶺菖梅 文政三庚辰年十一月廿五日
- 圓照院知光涼月大姉 文政四辛巳年七月十七日
- 長光院繁室妙榮大姉 天保二辛卯年四月四日

(以上側面―向つて左)

- 純芳善弦子 明治廿年一月十七日
- 柳園白芳居士(明治三年生) 明治廿年一月十九日

(以上側面―向つて右)

臺石に信夫廟とある墓

諦學院即道義相居士。信夫左司馬昌臺。慶應辰四年六月二日

諦心院即室妙觀大姉。信夫左司馬昌臺良女。慶應四辰年九月十八日

賢照院翠月昌治居士。信夫通之輔昌治。安政六己未年七月三日

心澄院全海知月居士。信夫靱負昌善。元治元年九月三日

昌爽知見居士。信夫昌知事。明治十九年九月二日

(以上正面)

長臺院壽山量昌居士(信夫顯祖)

天保三壬辰年十一月廿七日

融法院自休嘯居士

安政五戊午年二月廿九日

永昌院忠節義孝居士

文政十五年八月廿七日

内藤若狹正昌明 (左司馬實父)

安政元辰年十二月七日

同人 妻蕪女 (左司馬實母)

安政二年十二月十二日

(以上側面―向つて右)

俊明院天界道祐居士(和三郎明治三年生)明治四十二年三月卅日

(以上側面―向つて左)

更に住職に信夫家の遺族の有無を尋ねました處が、無縁同様で年に一回参詣があるかないかであると言ふ話でした。

因に信夫家八代知雄氏が昭和二年九月十日死亡の際、母ゑん様たつた一人で葬られたと言ふことであります。そこで遺族の住所を問ふと、現在岩淵町大字稻付五八五番地に住ひ致すことが判りました。早速その地へ訪ねて参りましたら、夜逃げ同様で行方が不明でした。再び過去帳を調べて見ると、本郷に居たことが知れましたので、本郷區役所に参つて調べましたら、八代知雄氏の母、七代知三郎氏の妻ゑん様は、茨城縣水海道町二六四番一號、平民、鈴木富士藏第四女とありましたから、取敢へず病を推してゑん様實家へ参りましたら、同家は間口八間もある大雜穀商を營んで居られました。同家で色々たづねましたら、ゑん様は實家と不和になつて、全く音信不通なれば行方は知らぬと言ふ譯であります。それから信夫家先祖の顯祖の事蹟について、私の取調べたことを話して、かくく云々なれば是非御親戚御相談の上、ゑん様の身元御調査のことを願ひました。その後約一ヶ月して、六月十九日ゑん様の實弟、下谷區龍泉寺町一七六に住む鈴木力之助氏より左の通りの御手紙を頂きました。

拜啓(中略)

陳れば小生未だ御面會の榮を得ず申し候も水海道町鈴木富士藏の實弟にて候

先日水海道より信夫一家の現住所を御探ね居られ候様通知に接し申し候間住所御通知申上候

目下

府下王子町上十條一四五三

信夫 ゑん

に住居致し居り候

右は取敢へず御通知に迄

鈴木力之助

矢野正吉様

これに元氣付いて、急ぎ右の所へ訪ねて参りました。幸に信夫ゑん様及び娘ふみ子様兩人に面會致すことが出来ました。早速信夫家の御位牌に御詣りさせて頂きました。そして御位牌を調べさせて頂きました。所が御位牌は丈約五寸巾二寸位のさし込みになつたもので、幾枚もある中に「先祖代々」と言ふ御札がありました。これは正しく顯祖の御直筆で、他は全部佐司馬又は昌知の書かれたものでありました。尙その時同家の系圖を見せて頂きました。所が「信夫家」と「内藤家」と二冊あつて、その中ふみ子様は顯祖の條丈け系圖から抜抄して頂きました。則ち次に掲げたものであります。是で道別と顯祖の同人である事が知れた譯です。

信夫家系譜

顯祖 信夫眞五郎
母 磯田氏女

生於江戸天明二寅年從部屋住御奉公相勤高 三百石御役料二百俵 御物頭相勤御持服拜領公儀御目見被仰付、初諱道別字順卿號槐菴天保三辰年閏十一月廿七日病死葬淺草萬松山本然寺壽六十八歳

序にその節同家の家庭上の問題で御話を承りましたので、私は拙宅へ御位牌と系圖を御持参下されば、何とか御世

話申上げませうと言ふこと、昨年暮催しました顯祖の追善法要に御列席の程御願ひ致しましたが、信夫ゑん様の名で昨日は失禮致しました

早速で御座いますけれど御話の件に付きまして勝手ですけれども御辭退申上げます

先は御知らせまで

草々

と言ふ返事がありました。

それではと言ふので切めては系圖丈けでも寫させて頂かうと思つて、再度伺ひました處、ゑん様の良人七代目に當る知三郎氏の生家梅戸氏が該系圖を持歸られて居ると言ふことが判りました。そこで色々の點を綜合して見ます處、ゑん様は目下餘り裕福とも拜見されず、この系圖に依つて何物かを獲ようと言ふ御考があるらしい様でした。

更に信夫家に傳つたものはありませんかと伺ふと、系圖と御位牌を梅戸竹吉郎氏が買受けて、之をゑん様の良人知三郎氏に傳へて、信夫家を相續させられたと言ふことでありました。私は又本書出版のことを申上げて梅戸氏始め御親戚に御計ひの程、重ねて御願ひしましたが、その翌日次の様な御斷り狀に接しました。

拜啓昨日は失禮致し候就ては御話の件當方にも考慮致す點在有候間堅く御斷申上候間御諒知下度候 敬具

廿三日上 十條一四五三

信夫ゑん

とありましたので、私の方では先様に全く誠意のないものと認めて、以後重ねて御願ひは致しませんでした。然るに其の後前述のゑん様の實弟鈴木力之助氏は、平沼博士へ書東を寄せられて、本書出版の企の有無を糺されました。

平山博士から本書の企ての實際あることを申送られました。

其の後信夫ふみ子様の良人が再度拙宅を訪はれて、系圖に就て何物か御期待の模様に見えましたが、私の方では顯祖以外の方は餘り必要と認めず、御別れ致して居りました。

遡つて信夫昌知の妻ころは、元一つ橋藩士深谷榮眞氏の姉で信夫知三郎氏の養母に當りますが、夫昌知の死後間もなく悴齋三郎天死しましたので、實家へ復籍し、渡邊長吉に嫁しました。この深谷榮眞氏は元内務省の會計部豫算主任を勤め、當時織田翁は地理課主任の職に居られました。それ故菩提寺の話を私が織田翁に致しました處、榮眞氏の妻は平沼淑郎氏夫人の令姉に當ることを伺ひました。平沼淑郎氏は織田翁の學生時代よりの親友たる平沼驥一郎氏の令兄に當られます關係上、織田翁の御紹介により私は平沼淑郎氏の御宅に伺ひました。

平沼氏夫人は非常にお喜びで、是非信夫家に就て夫淑郎博士が御寄稿下さることを、御約束下さいましたので、私は早速私の取調べました材料を博士の御覽に供して、別掲の如き玉稿を得ましたのは感激の外ございません。

信夫家菩提寺、淺草の本然寺所藏の過去帳によりますと、顯祖は連れ合ひ運が弱いものか、五人の妻に死別されて居ります。

○顯祖廿歳の時、心光院泉岩妙月大姉（天明五乙巳年七月廿二日歿）

○同じく卅六歳の時巖松院寒月貞照大姉（寛政十二庚申年十二月八日歿）、此の人が寛政版誦本上梓の時代に生存して居た方で、顯祖に添うて、大偉業の完成に所謂内助の功絶大であつたことが想像されます。

○同じく四十歳の時、知音院香菊貞圓大姉（文化乙丑年九月三日歿）

○同じく四十八歳の時、松壽院妙性了悟大姉（文化十癸酉年三月十六日歿）

○同じく五十六歳の時、圓照院知光涼月大姉（文政四辛巳年七月十七日歿）

その他顯祖の子供としては、男子は梅芳禪童子（天明七年正月廿五日歿）以下三人、女子は、冬窓院嶺芯妙梅大姉（文政三年十一月廿五日歿）外一名、それに孫として幼苗善童子（文政五年三月十七日歿）一名がありました。尙過去帳によりますと、顯祖は江戸日本橋、濱町に住はれたことが判ります。

因みに信夫家の定紋は丸に三蓋松であります。内藤家（四代目左司馬の實家）のは丸に桐であります。次に同過去帳によつて信夫家代々の法名を左に掲げます。

信夫家御先祖

清和天皇の末孫、仁科姓ナリ

寛洪院泰扶實翁居士 初代信夫寶曆四甲戌年二月十二日

徵涼院芳室清夢大姉 享保十一丙午年七月一日

法岸院覺心自性居士二代、他七郎寛政三辛亥年四月九日

貞光院温室妙永大姉 文化六己巳年六月廿三日

長臺院壽山量昌居士三代、眞五郎、顯祖天保三辰年十一月廿七日

諦學院道義相居士四代、左司馬、昌臺（養子）慶應四年六月二日

昌爽知見居士五代、昌知、左司馬長男明治十九年九月二日

柳園白芳居士六代、續三郎、昌知長男明治二十年一月十四日
 俊明院天界道祐居士七代、知三郎(養子)明治四十二年三月三十日
 知學良雄信士八代、知雄、知三郎長男昭和二年九月十日

以上

淺草區新谷町五番地

菩提寺、曹洞禪宗 本然寺。

斯の如く顯祖の後信夫家は殆ど絶家の有様で、現在府下王子町上十條一四五三番地は前述の信夫ふみ子様の嫁ぎ先で、そこに厄介になつて居る譯であります。同家には信夫家のものとは何物も傳はつて居りませんで、實に姓のみを繼いで居るに過ぎません。されば顯祖の年回法要等は今迄營まねなかつたものと想像されます。

以上述べました如く顯祖の後が零落して居ります上に、顯祖が全精神を傾注されて當流謠本を書寫されたことを、同流愛好者一般に知られて居りませんでしたのを、安田大人は兼ね／＼顯祖の偉業の永く埋木になつて居ることを惜しまるゝ餘り、終にこゝに至つたのであります。こゝに於て當流のあらん限り、顯祖の靈は永劫不滅の光を放つものでありまして、泉下に眠る顯祖にこれ以上の供養はありますまい。顯祖の眞筆は殆ど稀れで、秘中の秘、全く靈とも言ふべきであります。依つてこゝに掲げました眞筆は全部安田家に於て保管せられ、耐震耐火の絶對安全の倉庫が設けてありますから、永代不滅でありませう。

終りに臨んで前田侯爵家より種々参考資料をおかし下された事、公私御多用中の、織田翁、平沼博士、五十嵐博士、杉

山先生に懇望して、こゝに貴重なる一篇を戴きまして、私のこの初舞臺に錦花を添へて下さつたことを、誌上より厚く御禮申上げます。

特に織田翁にはこれを取調べ且發見するに就ては、絶えず激勵指導鞭撻を頂き、尙私が病後眼の不自由なるを見兼て、助手として東京商科大學生小川千春君を御遣し下さつて、同君の助力を煩しましたことに對して茲に謝意を表します。

元來商賣違ひのことでありますから、私と致しましても不慣れで實際非常に困却致しましたが、讀者の皆様も嘸かし御讀みにくかつたことゝ存じますが、宜しく御賢察を願ひます。(了)

昭和四年十二月五日

巢鴨の寓居に於て

矢野正吉 謹記

謠卷物二百十卷

溜塗四抽斗附長持二棹入

織田小覺

寶生流謠本の始めて上版されたるは、徳川十一代將軍の時寛政年中にして、其後嘉永年間に訂正再版せられたる事は、世間周知の事なれば、今更蝶々を須みぬ。其後も明治度の改正版となり、或は縮寫せられて袖珍本となり、或は一番賣り本となり、最後に大正版となりたる等、度々出版の回数累累なれども、何れも皆最初寛政度の謠本の體裁を其儘踏襲し、其形式の全體に涉りて變改を加へたるものは未だ之れあらず。但し各曲中必要の文句だけを抄出して囃本又は小謠本としたるの類も多々生出したれども、是れ亦謠本全體の體裁を一變する程の影響を生ずるものにはなかりしなり。されば今日に至るまで、寛政版の體裁全部を變更し、別に一種の新機軸を出したるものは、吾輩の寡聞なる他に一も之れあるを知らず。唯々一箇現に其物ありながら、世間一般には殆ど知られ居らざるものあり。その他にあらず、去る大正十四年七月十五日、前田侯爵より寶生流の能樂に關する小道具其他約六七百點を寶生宗家に寄贈せられたるが。(外に無料貸付のもの亦數百點あり) 其中に

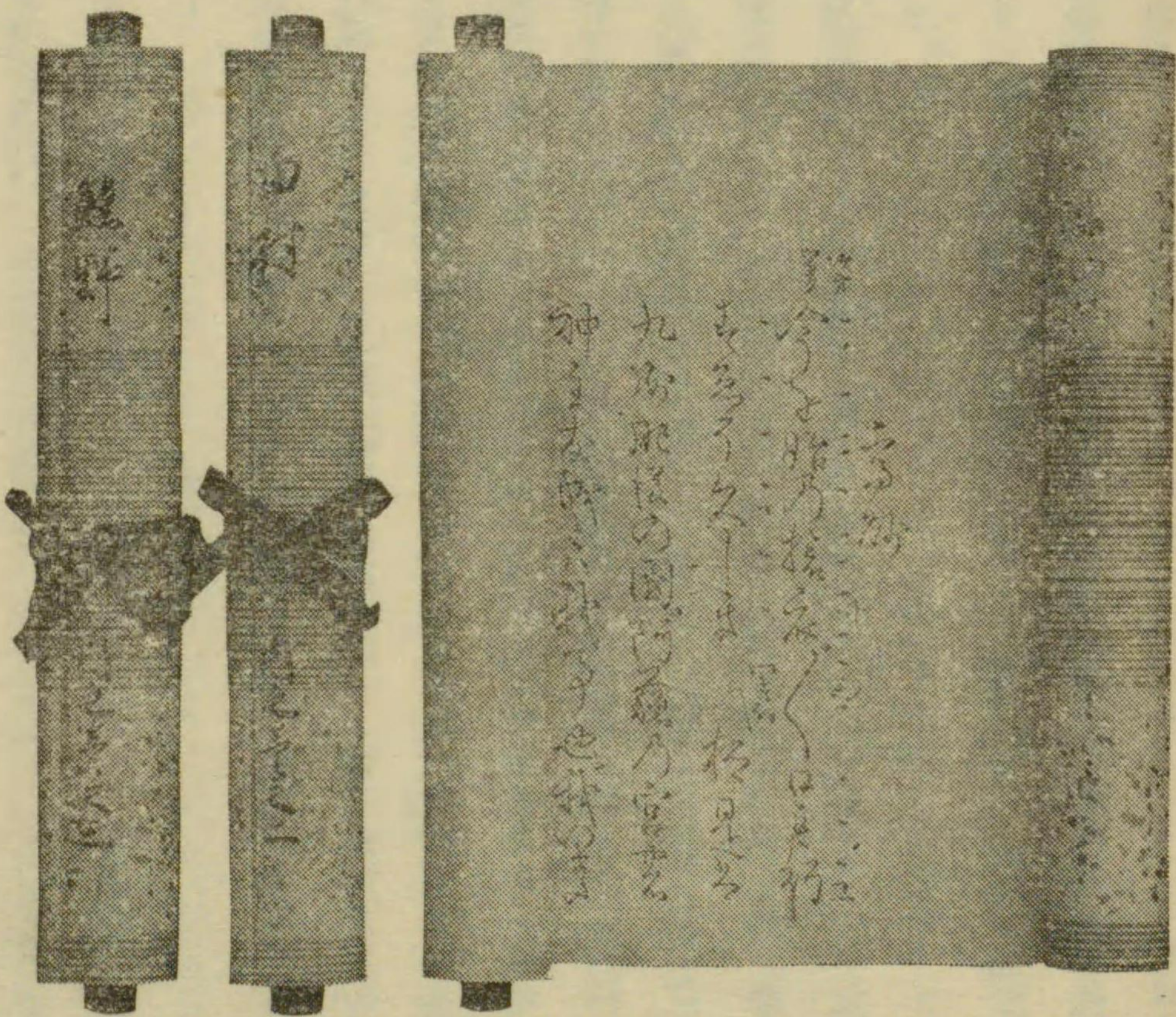
一、謠卷物

溜塗四抽斗附長持入り

二、棹

と目錄に記載しあるもの即ち是れなり。

此謠卷物は侯爵の曾祖父加賀藩主第十三代前田齊泰卿の創意して造らしめられたるものなり。卿は文政五年十二歳にして封を繼ぎ。加賀能登越中三箇國百二萬餘石を領し、松平加賀守と稱したりしが。後ち正三位權中納言に累進し、加賀中納言と稱せり。其簾中レンヂユウは十一代將軍徳川家齊公の第二十一女にして、名を倍子トモといひ。溶姫君ヨウヒメと稱す。所謂る本郷御守ホンキョウミヨリ殿是れなり。さて卿は慶應二年退老せられ。明治維新後東京根岸に移住し。晩に正二位に叙せられ。明治十七年一月十六日、七十四歳にして薨去せり。(私諡して温敬公といふ) 卿は能を十五代の寶生大夫彌五郎友干に學び、殆ど其蘊奥を究めらる。其他書道を市河米庵に受け。篆隸楷行草施すとして可ならざるは



(藏家宗生寶・領拜家田前)物卷謠

なく。其落款には多く梅泉又は梅叟の號を用ゐられたり。嘗て明治天皇の勅を奉じて其書を上つり、褒賜を辱うせられたることあり。卿又巧思あり。座右の器具又は舍室の營築、床間違棚の構造等に、新奇にして優雅なる意匠を加へられたるもの今猶ほ遺存せるあり。此卷物のごときも亦世上無二の創意たるを失はざるものなり。茲に聊か其概略を記せん。

此卷物は謠曲一番毎に一卷に製し、合計二百十卷あり。卷物の長凡そ九寸。嘉永版に基き、普通謠本に見ゆる每紙の中央右方にある曲名及び葉數(たとへば高砂なれば上に高とあり、又第一葉なれば下に一とあるが如きもの。)並びに寶生大夫の奥書を除き、本文のみを首めより尾りまで絶え間なく横に連接したるものにして。雲母引きの鳥の子紙を以て裏打ちし。卷軸は徑約五歩の素木を用ゐる。袖表は鳥の子紙の中央及び天地に淡赭色にて簾目をあらはし、其間々には金砂子を散し。袖裏は同紙に單に金砂子を散したるのみ。而して濃き萌黄色の平打緞紐を附し。題簽は他紙を貼附するが如きことなく、直に袖裏に曲名と並びに内外第幾冊の第幾とを黒書す。(たとへば上に高砂と書して、下に内壹之一と書したるが如し。)其筆蹟和様にして、頗る巧麗なり、本文の版式亦極めて鮮明なるは、蓋し特に命じて新たに摺らせられたるものなるべく。すべて其體裁優美高尚にして。且つ二百十卷皆今新たに製したるものゝ如く、少しも垢汗等の痕を見ざるなり。

而して此卷物を入れたるは、前記目録に見ゆる如く二棹の長持なり。尤も小長持にして、其長さ一尺六寸五歩、横幅一尺五寸にして、深さは一尺七寸五歩とす。外は溜塗にして、内は素木のまゝ、木材は桐なり。蓋は普通の長持と異ならざれども、其身は大に通例の如くならず。即ち其後面及び左右兩側は普通なるも、其前面を組成する板は之を上部に向け抜き取り得る様に出來居り。それが爲め蓋の下に更に板を張りてあり、一見宛も掛け子の如し。而して其板の前部並びに長持の身の兩側の板に、各々溝を掘り以て前面の板を抜き差しする用に供せり。かくて蓋を取り身の前面の板を抜き去りたるあとは、全く普通の簞笥を見るが如く四段の抽斗ありて、其中に卷物を藏め置けり。即ち甲の長持なる四個の抽斗中には内百番(卷物百卷)を入れ、乙の長持なる四個の抽斗中には外百十番(卷物百十卷)を入れあり。故に此長持は、長持にして簞笥、簞笥にして長持たり。其製作には頗る意匠を費されたるものなり。想ふに此長持は平常卿の側近に据ゑ置かれ、絶えず卷物の出納ありたるべければ、其實は全く書物簞笥なれども、故さらに其外形を長持の如く作りなして以て非常持退きの爲めにせられたるものなるべく、亦以て卿の平居庶事に注意周到なるの一端を見るべし。扱又身の前面の板を差し込みたる後は、板の外面の中央に堅に柱状の木(琵琶杖といふ歟)を嵌め込み、然る後蓋を覆せて以て鎖鑰を施す。(此柱状の木を用ゐる様式は、曩時の簞笥には往々見る所のものなり。)其外長持の蓋及び身の四隅等には鐵の金具を打ち、又身の左右兩側には各々方形の鑲ありて之を上に抜き上げ、之に棒を通して擔ぐべくしたるは、皆普通の式に異ならざれども。唯々其金具は極めて堅固に出來居。猶ほ身の前面の差し込みの板にも亦其四隅に金具を打ちあるが、其溝に嵌め込まるゝ部分には其金具を一段低くめあり、其細工極めて巧緻にして、亦以て其用意の周密なるを徴すべし。又各抽斗の上方右隅には、篆體文字を以て二三四の記號を附し、以て其迭ひに相錯雜せんことを防げり。而して其文字は卿の親筆なり。猶ほ抽斗には各左右兩方に鐵の小鑲を附けあること普通の簞笥の如くなるも。其鑲の座金は鐵の三味線胴形にして之に象眼を施し、而して甲の簞笥即ち内百番を入れたる方の象眼は、銀にて一種の稻妻様の模様をあらはし、乙の簞笥即ち外百十番を入れたる方のそれは、金にて

唐草模様をあらはしあり。猶ほ彼の柱状の木の上部には各々黒漆の小圓ありて、それに金銀粉を以て鑲の座金と同様の模様をあらはしあり。是れ亦一見して其柱状の木の甲乙いづれの簞笥に屬するものなるかを辨別し得るが爲めにせしなり。以上皆其用意の細緻を極めたるは勿論、質素ながらも意匠高雅優秀にして頗る品位あり。是れ等を觀ても亦以て卿の心匠の超凡妙詣なりし一斑を窺ひ知るべきなり。

謠卷物其ものゝ實質は、以上にて粗々其大略を述べたり。(前に掲載の寫眞參看)而して此謠卷物の如何なる動機によりて、如何なる時期に製作せられたるかは、今日何等の文書の徵すべきもなく、又耆舊老人の是れ等の事を詳知したるものは、皆既に物故して殆ど一人の存するものなく、亦他に問訊すべき心當りの人なく、隨つて其實情を知るに由なしと雖も。唯々傳説には此謠卷物は卿が仰臥せられたる儘謠本を見得らるゝ様に意匠を加へられたるものにて。此卷物を展開するの用に供する一種の見臺の如きものありて、之を夜具の上に装置し、夜具の袖の中より左りの手にて卷物の軸の方を持ち、讀み去るに隨ひ之を繰りひろぐれば、卷物は次第々々に右方に向ひてひろがり、追々に見臺の右方に下がり行くを、夜具の右の袖の中にて之を巻き行くなりと。是れは全く文句誦誦の用に作られたるべきは疑ひなければども。今日に至りては其見臺のごときも存在せず、すべて明白を缺くを以て、其製作の年代のごときも、先づは卿の漸く老境に及ばれたる頃の創意調製ならんと推察するの外なきなり。

元來卿の舞の型に熟練せられ、且つ文句の語記の確かなりしことは、専門家をして畏縮せしむる程度のものなりしに猶ほ習練怠らず、老年となりて後までも、絶えず謠本を讀み返し／＼せられたるは、其精勵刻苦の狀、眞に人をして嘆服せしむるものあり。而して卿の能樂に勵精せらるゝこと此の如きに至られたるには、抑々其原因あることなり。

天保十三年六月、卿時に三十二歳。偶々金澤城に在りて脚氣病に罹られたるに、非常に重症にて、藩醫は勿論、偏く遠近の醫師に治療を受けられしが、毫も其效なく、只重り行くばかりなりき。其頃禁裏の御醫師に小林豊後守とて、特に脚氣に妙を得たるものありしかば、遂に之を招聘する事となり、其手續を経たる後遙る／＼金澤に下向せり。卿は是れより専心其診治を受けられしが、元來卿の性質は極めて正直謹嚴なりしかば、凡そ醫師の命令を守らるゝこと極めて嚴重なりき。是れが爲めにさしも難治の病症日一日と回復に赴き、其歳の秋冬の頃には、病氣は殆ど治癒したり。當時の事に就き、故老輩の言ひ傳へには。小林豊後守御暇を賜り京師に歸るに臨み、卿に對し細々と養生方を説き、且つ曰く。閣下願はくは生涯能樂の練習を懈ることなく、必ず日々之を修行し給はんことを。然らざれば再び疾の起らざるを保し難からんと、堅く勧め申せり。然るに當時脚氣の養生は非常に嚴格なりしかば、卿もほと／＼懲り果られたれば、是れより豊後守の言葉を堅く守られ、其實行に懈怠なかりしが。其中に練習の數を累ねらるゝに隨ひ、追ひ／＼其妙味を覺えられ、益々修行の功を積まれたり。是れ卿の能樂に非常に堪能なるに至られ、且つ終身之に従事して已まれざりし所以なりと。

されば卿は自己の經驗上より、深く能樂の健康上に大に有益なるを信ぜられ、親から筆を執りて申樂免廢論といへるを著述せられ、其書中に自身の脚氣病の時の事より始め詳しく記述せられたり。今其大要を擧ぐれば。卿の嚴父齊廣朝臣(正四位下左衛權中將兼加賀守、法名を金龍院といふ)は、其能樂を嗜好せられしこと卿以上の程度に在りき。されば卿は父命により七歳より之を修學せられしが。其初めは一般の幼童と同じく別に趣味を感ぜられず、極めて迷惑に思はれたるも、次第に技藝の上達するに隨ひ、多少の興趣を覺えられ。且つ舞謡の極意とする所は、武藝のそれ

と全く同一に歸す。故に舞謡を練習すれば、自から武藝を修行すると同様の効果を得べきことを悟られたり。加之ならず大名が大禮に列し束帶杯をきるに就ても、平常之に慣れざるを以て、非常に窮屈にして起居進退意の如くならずして、知らず識らず禮を失するが如き過失を犯すに至る。然るに能樂を學び裝束をつけて坐作進退するに慣れてあれば、束帶をしても毫も窮屈を感じず、心の儘に行動せらる。故に能樂は大名の爲めに必要缺くべからざるものなることをも辨知せられ。是れより一層心を入れて修行せられたり。然るに能を始められて以來凡そ二十餘年にして、前記の如く重症の脚氣に罹られたるに、小林豊後守の治療により追々輕快に赴れたり。此時豊後守申す様は、少しづつ舞を試みて御覽あるべしと、されど其際は猶ほ未だ體力少しも回復せざれば、如何あらんと諸人皆危ぶみたれども、是非にとの事故、先づ試に起き直りて、やう／＼にして立上がられたるに。足元ふらく／＼として、中々前へ出づること思ひもよらず。依て最初は左右の手に各々一本づつ杖を持たれ、二本杖にて辛うじて足を運ばれたり。去れども存外疲勞を覺えられず、息切れなどは絶えてなかりしとぞ。されば大に元氣を起され、日々時間回数を決めて怠らず之を繰り返へさる。中には杖一本にても體を支へ得られ。更に日數を経たる後は、杖なくて容易に行動し得られたり。此の如くにして全快に至るまで、數多の年月間少しも間斷なく舞はれたる、其回数日數、竝に日を逐うて漸々増加し行く程度等、仔細に記し留め置かれたり。又舞初められしより幾十日の後に、庭前に出て乗馬を試みられたり。其時醫師及び近習の諸侍等大に心配し、少々地乗りだけを遊ばされて宜しからんと申せしに。卿は騎馬せられたる上、種々肢體に力を入れ試みられしも、少しも苦惱を感じられず、氣息も迫らず、肢體の働きにも絶えて不自由なかりしかば。地乗りに續けて早驅け等、段々型の如く乗り進まれ、終に平日乗馬の稽古の時と同様の時間の長さにて、一定

乗馬の型を試み盡されたり。然れども何の異狀疲勞もなく。唯々久しく休止せられたる後なりしかば、當分微しく足部の彊直を覺えられたるのみなりきと。猶ほ之に引續き、武技を試みたれども、是れも亦同様にて、一向に差し障りなかりきと。凡そ是れ等は通常重病人が始めて運動を試みたる様子とは全く同じからず。されば醫師初め諸侍の驚愕怪訝非常にして。或は卿が強ひて忍耐して、苦惱を隠し居らるゝに非ずやと尋ね申せし者ありしかども。卿は決して左様の事なしと答へて、毎ねに綽然たる餘裕を示し居られたり。是に於て卿自身も頗る不思議に思はれて、種々其原因を討究せられ、而して終に左の如き結論に到着せられたり。曰く、凡そ普通の脚氣病人は、必ず歩行する時に際し、其足の腓に拘攣を覺え。其爲めに轉倒する等諸種の事柄を生起す。然るに卿は最初二本杖にすがりて第一歩を運ばれたる時よりして、毫も足部の故障なく、随つて諸種の苦惱等一切之れなかりき。是れ他なし。普通の人の歩行は必ず爪先きに力を入れて足を運べども。能は之に反し。凡そ足を前に出すも、後に引くも、左に廻り右に繞らすも、必ず踵に力を入れ、始終其力の脱けざる様深く注意せしむ。されば卿は此注意を以て、二十餘年の練習を積まれたる故。平常其腓の筋充分に伸長し、或る意味に於て、其通りの形狀に固定し居れり。是れ其二本杖にて舞初められし時より、何等足部に異狀を感じられず、随つて何等の苦痛なかりし所以なるべしと。卿既に此結論を得られ、猶ほ其誤謬なきかを確かむる爲め、遍く諸醫師等と討論研究せられたり。即ち試に各醫師の從來診治したる脚氣患者の中に、能を習ひたる者ありたるか否かを尋ねられたれば。醫師皆其治療したる新舊脚氣病諸患者の事を回想し、皆答へけるは。某等の診治したる脚氣患者は皆舞を習はざる者のみにして、舞を學びたる者は曾て脚氣患者として治療を求め來りしことなしと申せり。されども、資性極めて縝密なる卿の事なれば、猶ほ一層の念を押して、そは余の旨に協ふべく、追

從を申すには非ざるかと反詰せられたるに。皆決して左様の事なしと申せり。是に於て卿は大に自信を得られたるが、猶ほ且つ武技等に就て各種の研究を積まれ。最後に愈々其誤謬なきを確定せられたり。扱こそ申樂免癱（即ち能樂は癱疾を免役すとの意）論を著されたるなれ。（此申樂免癱論は卿の自筆のもの、今も猶ほ前田侯爵家に儼存せり。米庵流の楷書片假名まじりに書き下され、書體頗る謹嚴なり。而して余の茲に述べたるは單に其大意を撮み、辭句のごときは多少敷衍する所あるを免かれざるなり。又前記の故老の談なる小林豊後守が辭去したる際の詞も、此卿の自記に參考して果して虚誕に非ざることを知るべし。猶ほ又茲に附記すべきは。卿の當時の脚氣病の重患なりしは、左の事實によつても之を察すべし。即ち其發病の翌る歳天保十四年は、江戸參觀の定期なりしを、幕府に乞うて延引し。其翌弘化元年も亦同様にして。其次年に至り始めて全快に及び、其祝として凡そ六回の能を城内の舞臺に催され、卿自らも亦舞はれたりき。）

卿の大病中にも拘はらず能樂の猛練習を續けられたるは、前記の如き有様なりき。而も是れは或る時期の間の事なりしも。猶ほ其以後も亦略々同一の狀況にて熱心鍛鍊を累ねられ、多年の功を積まれたる後は、凡そ舞の型竝に謡曲の文句を語悉せられたるの妙は實に非凡の趣ありき。それに就き故已野喜松翁の話せし事あり曰く。明治維新後、諸侯皆東京に來り集り。（徳川時代には、諸侯參觀交替の制ありて、天下の諸侯同時に悉く江戸に集り居ることはなかりき。）能樂の嗜好深き人々は、日夜參會して或は能或は囃子等を催され、凡そ能囃子催しの頻繁なる殆ど前後に例なき程なりしが。就中齊泰卿は最も其嗜好の念深く。特に専門家の閉口せしは、其記性の甚く人に勝れたることにして。前田家には富籤に用る札の如き形状の小竹片に、仕手の謡出しの一句を記したるものを一器に收めたるがありて。酒

宴の席にて仕舞の始まる時杯は、卿は先づ仕手の座に就き、彼の竹片を探りて其文句を讀み直ちに謡出さるれば、地謡は直ぐに其後を廣げて謡はざるを得ず。されば地に列する者は愈々舞の始まるまでは、何の曲たるかを知るを得ず。之を知ると同時に直ぐに仕手の後を謡ひ續けざるを得ず。憶ひ出すも、さらへるも、何もあつたものにあらず。故に齊泰卿の仕舞の地といへば、専門家の皆ビク／＼したるものなり。又囃子のごときも、其場に臨み即座に、今より某曲を舞はんといはる。各専門家は畏りましたといふや否、松さん（翁は舊と松五郎と稱したりき）一寸と、自分を廊下に呼出し、某々の箇處は如此々に非ざりしか杯と、質問應答織るが如くなるを常とせり。（翁も亦記性の強きを自負したりき）されば専門家は皆其始終卿に惱まざるゝを残念に思ひ、何時かは此讐を取つて上げ度きものと話し合ひたりしが。或る時卿又今より何なりとも一番ものせんと申さる。皆畏りて、さらば何の曲を遊ばすかと問ひけるに。姨捨をこそと申さる。それは至極妙に候はんと答へ上げて、各々其準備をなし、今か／＼と其始まるを待ち居しに、如何せしか卿は御居間に入られたる儘、何時まで待てども出でられず。餘りに待ちあぐみて、近侍の人に、御前は如何遊ばされしかと尋ねれば、イヤ今直ぐに御出でになるといひたれども、何時までも出でられず。如何々々と度々催促して後に漸く出で來たられて、それより姨捨始まり、遂に滞りなく相濟みたり。扱後に聞けば。此時卿は御居間に入られて、急ぎ姨捨の温習を始められ、其爲めに手間取りてかく遅延せしなりと。之を聞きて、皆掌を拍つて大笑し、此度こそは復讐が出來たりとて非常に喜びたりと。是れ他なし。卿の熟達の状態は、復か尋常に度越し、普通の曲を以てしては、到底卿を窘困せしむるを得ず。纔かに姨捨のごとき平時演奏すること極めて稀れる曲に於てのみ、些の間隙を覷ひ得て以て報復の宿志を果たすことを得たりしなり。

卿の能及び諳に熟達せられしこと彼れの如し。况や其晩年練習益々積み、其技益々進みたる時代のごとき、平素絶えず諳の文句を温習せられたるは固よりのことなるべけれども、臥牀に入られて後までも、一々諳本を繰返さるゝの必要ありたりとは、是れ普通人の殆ど想像し得ざる所なるに。卿の所爲は全く人の意表に出で、古來未曾有の大々的新案を出し、在來諳本の形式を全變して、此の如き巻物までも製作せしめらるゝに至りたり。されば或者は、其製作年代に疑ひを挟みて。此巻物の製作は、卿の老年時代にはあらざるべし。想ふに卿が未だ修練の功を積まれざる壯年時代、即ち其脚氣の重症に罹られたる時分、猶ほ病牀に輾轉せられながら、醫師の命により纔かに二本杖に支へられて舞の型を演習せられたる、其前後には文句の諳記も比較的（老年精熟の日に比し）其必要多かりしならん。加之ならず未だ全く病牀を離れられたるにも非ざれば、或は横臥し居ながら諳本を見て温習せられ度しとの希望も生じたるべく。既に然るときは、元來巧思に富まれたる性質より、かたの如き新案をも案出せられ、かたの如き巻物をも製作せしめられたるには非ざるかと。此説は文書には何等の證據なしと雖も、事情の上よりして如何にも左もありなんと思はるゝ想像説なり。故に若し此巻物が寛政版によりて製せられたりしならんには、此の説は頗る有力の意見なるべけれども。實際は全く嘉永版を用ゐたること前述の如し。而して卿が脚氣病は天保の末に在りて、嘉永版の成りしを距ること約十年の前に係れば、其病氣の際に此巻物の製作せられしことは、萬々あり得べからざることに屬す。故に要するに之を卿晩年の製作と定むるの外なかるべしと信するなり。

寛政版と昭和版

——十四代英勝と私——

寶生重英

因縁といふことを考へると、そこに不思議なものがあります。昨年暮、當流の諳本を大改訂して刊行することと致しました。即ち唯今刊行中の「昭和版」であります。當流の諳本の歴史や變遷については、今更私などが申し述べらるまでもなく、十四代の英勝將監の時に出版しましたものが、板本としての最初のもので、これが寛政年間の出版であるので、世に寛政版と稱へられてゐる諳本です。その後その重板や嘉永版、明治版、大正版などが出版されて居りますが、これは要するに寛政版の轉刻でありました。つまり寛政版の延長で、昭和版までは寛政版の諳本時代をなしてゐるのであります。こゝに一劃期を作つたものが全部書き改めて刊行してゐる昭和版なので、寛政版の恩恵なるものは當流に取つては實に偉大なものであります。

十四代將監の生家は、私の生家と同様、寶生の分家であります。彌三郎の長男に生れ、宗家に來て藝をみがき後見などをしてゐたやうです。それが十四代の宗家を繼いで英勝將監となつて聲望を高め、十一代將軍の多大なる庇護を蒙つて、諳本までも出版することが出来たものであります。同じ分家に生れた私が今日宗家を繼いで、寛政版の供養をし、改めて昭和の改訂本を出すといふことは、そこに因縁の廻り合せがあるかのやうに不思議を感じるものであります。

す。將監が寛政版を作つたのは要するに當時の時代の生んだもので、今日私が昭和版を作つたといふ事は、今日の時代がこれを産み出させた結果であります。

實父嘉内は、私の幼名を「英勝」とつけて居りました。私が十歳の時に宗家に弟子入りしました時、先代は、私の名「英勝」といふのが十四代の名であるといふので、私に許してくれません。そこで急に改名をしなければならなくなり、實父がいろく〜と手つゞきをして「英勝」の上の「英」の字を省き、「勝」といふ一字名に改めて、完全に弟子入をしたのであります。だから私の深川時代、即ち宗家の内弟子時代は「寶生勝」であつたのであります。其の「英勝」改め「勝」の私が、今日の如く十四代のそれと同様に家元を繼いだといふことも、考へれば不思議といはねばなりません。

謠本の編著といひ、分家に生れて本家を繼いだこと、私の幼名が十四代と同じであつたといふこと、私は藝事は未熟者で到底十四代の疊に達することは出来ないと思つて、この點も充分努力して、十四代と私との因縁を一層有意義に作り上げたいと望んで居ります。

寶生會事務理事の安田善次郎氏の隠れたる御盡力によつて、寛政板に關するいろく〜の事蹟その他が明瞭になり、當時を偲ぶことが出来、それについてはかうした文献まで生れ出るやうになつたことを私としては深く感謝して居ります。

謠本の改訂と寛政版への感謝

江島 伊兵衛

謠本の節付其他の諷諭上の書入れは、寛政初版以來改訂新版の都度に、時勢に順應して詳細を極めて参りましたが、それさへも一部保守的の嗜好家の方々の間には、不要の御説もあります。況んや「寛政版」の本文に至つては謠本として無類の名品であることは本書中の諸家の御研究に看るも明かでありますから、理想をいへば寶生流謠本としては永久に「寛政版」の書體を繼續したいといふのも亦御尤もの論であります。

寶生流謠本の嘉永再版の本文はもちろん寛政初版其儘でありますが、明治廿六年の翻刻版に於ては、「嘉永版」の全くそのまゝに添へて、別に當時の宗家寶生九郎先生は「謠曲備考」内外二冊を著されて居ります。しかしこれも節付上の改訂を「寛政版」に加筆することを避けて別冊を以て示されただけのもので「備考」の序文中に特に九郎先生は

『文字章句ノ如キハ世自ラ其人アリ不肖ノ敢テ問フ所ニ非ルナリ』

と斷つて居られます。その後明治三十五年には枕本「謠曲大成」全二冊の刊行あり、始めて九郎先生は「謠曲備考」の節付改訂を「嘉永版」に加筆された次第であります。次の著しい改訂は明治四十一年より四十三年に亘つた、「明治改正直し入謠本」でありますが、これ亦、節付上に劃期的大改訂があつたに拘らず、本文の字句書體には一指も觸れられてありません。

けれども元來謠本はテキストで、現在の如く謠曲流行の世となつては、その使用者の九割迄は初心者でありまして、謠本それ自身が流儀弘宣の使者として非常に重要な役目を勤めて居ります。自然謠本の現代化、大衆化といふことは一面よりいへば謠本の藝術的資格よりも重く考へなければなりません。これが大正八年に現宗家の代の最初の改訂に至り、初版以來百餘年にして始めて本文にも手をつけしめた理由であります。この「大正改版」に於ては本文の誤字、當て字、假名遣ひの誤りを、芳賀矢一博士の監修の下に訂正し、その代り字は書體を肖せて一々嵌め込みました。

元來渾然たる藝術品なる「寛政版」でありますから、この嵌め込みの結果が、多少の不調和を現したことは致し方がありません。鵠的であるとの非難は或は甘んじて受けなければならなかつたかもしれません。

しかし世は昭和の聖代になつて見ると、この「大正改版」も既に舊式のものとなりました。凡ての變體假名や、變體草書の如きはもはや普遍化された謠本からは、姿を消すべき時勢となりました。一方、「寛政版」の書體も數十、數百度の翻刻にやうやく崩れて、顯祖居士書下ろしの面影を見るべくありません。この上にも「寛政版」に姑息の加筆をして益々木に竹を繼いだものをつくり、初版筆者に冒瀆を敢てするよりは、一大英斷を以て本文全部を書改むるに如かずといふ結果の新版が、即ち今回の「昭和版正本」でありました。

ところが、何といつても百卅年間當流人士に御馴染であつたこの書體は、謠ふ節調には何等の關係もありませんが、やはりアタリや甲グリと同じように寶生流獨特の感じを代表するようなものでありました。何とかして「昭和版」にもこの感じだけは保存したいといふ念願が、遂に「昭和版」の筆者千葉常樹氏を得た次第であります。

千葉氏は書家として或は未だ信夫顯祖居士の上に出てゐないかもしれませんが、その風格をかくまでよく傳へて寛政版の持つてゐた寶生流らしい、謠本らしい感じを失はず、而かも本文を悉く現代化し、大衆化し得たことは到底他には企て及ぶ人のないことで、謠本の本文改訂としては正に大成功であつたといつても差支ないと思つて置きます。これは時を同うして出た他流の昭和改訂版が全然舊來の書體を棄て、終つて、尋常普通の行書を以て書下ろした爲に、その流の個性的な感じと謠本らしい、風韻を喪つたものとして、異論があつたことに看てもわかります。

それから謠本の装幀であります。寛政版の普通流布したるものは薄茶色に五雲と珍奇なる篆書の「寶の字」づくしの浮出しの表紙に、金泥を以て遠山を描いたものであります。この遠山は表に五つ裏に三つ又は二つであります。交互に逆さのものが斜に對蹠的に描いてあるのは水に投影したつもりでありませう。寛政版初版の遠山の描き方は特に峻峻で、それが五雲の間に水に映つてゐるところは支那畫の瀟湘八景でも觀るような古雅な趣があります。この寛政版其儘の装幀は明治四十一年の「直し入版」以前の半紙本まで踏襲されましたが、なにしろ當時の謠本の發行部數はまことに微々たるもので、遠山を一々版元で描いて濟まし斯く申す私なども金泥の筆を執つたものであります。それが大量生産となつては遠山描きが間に合はず、遠山なしには薄茶色表紙はまともりがつかぬので、浮出しのみを残して濃色の表紙となりました。その後は時に大正九年の「地拍子手附正本」の如き下村觀山、吉川靈華兩畫伯装幀の豪華なものや、「丁字引き」表紙の如き瀟洒なものも出來ましたが、それが此度の「昭和版」に至つて本文が寛政版とお別れを告げると、却つて装幀に於ては技術の進歩から金泥遠山も印刷が出來、角裂れ綴糸に至るまで「寛政版」其儘が再現されました。誠に懐しい氣が致します。ところがこの「昭和版」の装幀が從來の出版中第一の出來であるといふ非常の賞讃を拍しましたのは、些事ではありますが、また「寛政版」の良さの一つの例であります。

擬人的に申しますれば「寛政版」はかくして今日は當流に對して盡すべきを盡し終り、後繼者を得て功成り名遂げ

て隠退したわけでありまして、その百三十年の功勞に對しては正に表彰の價値あり、謝恩の義務もあるように感ぜられます。

偶々明治維新の變革と、大正の大震災によつて湮滅して居りました「寛政版」開板當時の事蹟が、此度安田善次郎氏の御盡力により明瞭となりましたので、「昭和版」の開板と「寛政版」の御用納めを機會と致しまして、當流謄本の版元たる弊店が、紀念事業といふも烏滸の沙汰であります。左記三つの仕事を企てました。

一、開板者追善會

昭和三年十二月二十一日寶生會能樂堂に於て別項記事の如く供養會が行はれましたが、當日番外素讀として「松風」が宗家及び松本、野口、近藤、桐谷の五先生のみによつて諷はれたことは珍らしい記録を作つたこととして特記に値します。又別室に於て「寛政版」の開板に關する史料參考品と共に「寛政版」以來「昭和版」に至る當流謄本の變遷を語る古書が別項目録の如く展覧に供されました。

二、紀念出版

即ち本書「寛政版記録附信夫顯祖事蹟」であります。

三、紀念碑建立

碑は織田小覺先生の撰文になり、本書中にも全文を掲げましたが、設立場所は寶生會能樂堂に隣りする金刀比羅神社境内の豫定で、建立は境域の規模竣成の上になりませう。

この紀念事業を行ふに就きましたは諸家の御盡力に負ふこと多大でありましたが、とりわけ安田善次郎氏並に寶生宗家外幹部四先生の御好意には厚く御禮を申し上げます、又矢野正吉氏がその間史料の蒐集、紀念事業の遂行の爲に東奔西走された勞も亦茲に銘記して感謝致します。(昭四、一二、二〇)

寛政版を閉づる時

吉 田 魯 洋

寛政版は、寶生流の最初の板本であるといふだけでなく、節附の整つてゐる點、文字の雅麗なる點などからも、特に勝れた謄本として今日迄尊重されて居る。觀世流の光悅本、卯月本などと共に謄本史上特筆すべき名著であることは、動かせない定評である。光悅、卯月などの謄本が百番であるに比し、寛政版は二百十番、即ち當時の謄曲全集で、觀世の謄本より後に出來ただけに一層完成してゐる。

寛政版の奥附には「乙未」の暮春と記してあるが、寛政年間に「乙」はその七年、「未」は十一年で「乙未」の年はない。そこで「乙」は「巳」の誤りで「巳未」年即ち寛政十一年であるといふ事になされてゐる。私がこゝで不審に感じてゐることは、奥附の寛政十一年はそれで可いとして、その奥附は内の第一卷と第二十卷と、外の一巻と廿二卷とに附されてゐる。古本の奥附は、その書冊が何冊あつても最終の卷にのみ附されてゐるのが例で、全四十二卷のもの内、四卷に同様の奥附があるのは珍らしい。大正十二年の大震災の前まで「もんや」で所藏してゐた寛政版は、何人もこれを初版だと推定してゐた程立派なものであつたが、これは内の第一卷と外の最終廿二卷との二冊に奥附があつたやうに記憶する。今日もんやにある二組、及び私の所藏する寛政版には何れも四卷に奥附がある。奥附の文字

は何れも同様。本誌の中に矢野正吉氏の寄せられた前田家所蔵の寛政版初版といふものゝ奥附も矢張り同様同文である。前田家所蔵の寛政版の第一卷に奥附があるかないかを矢野氏に糺すのを忘れたが、若しこの第一卷に奥附がなく、外二十二卷一冊だけに奥附があるとすれば、私の不審が幾分氷解する筋を見出す譯だが、おそらく第一卷にも同文の奥附が附されてゐるのではないかと思ふ。

そこで寛政版の寛政十一年だが、十一年にはじめて開板して、全卷一度に出版したのか、第一卷を十一年の暮春に出版したのか、出版の完了が十一年の暮春なのか。あれだけの大冊を出すには原稿の作成、版下の筆耕、及びその板刻など相當日時を費したことであらねばならぬといふ事だ。この點が私にはハッキリ推知し得ない所である。要するに初版の寛政版は何年頃から始まつて何年に完了したものか明瞭を缺くのである。

今日同文の奥附を附してある所謂寛政版のうちには、殆ど初版再版のものはないやうに思はれる。甚だしいものになると文字など崩れたものがある。だからその後幾回重版されたかわからない。或は版本を原稿として嘉永版の前に翻刻したものがあるかも知れぬ。それ程臆測される程寛政版の奥附のあるものの中にも相違がある。今日寛政版と言はれてゐる謄本は、寛政十一年の開板本でなく、その重版が九十九パーセントをしめてゐるのであらう。

寛政版が謄本として貴重である、名著である、勝れたものであることは誰もが認めてゐる。又實生將監太夫によつて作られたことも知つてゐる。けれどもあの太冊謄本の開板を、何人が出資したか、あの雅味のあるそして雄渾の筆者は何人であつたか、恥かしい事乍らその研究もしないし、従つて相知らなかつたのである。所が斯界のため、斯道のためには常に隠れて功績を積んでゐられる安田善次郎氏が、寛政版の開板事情や筆者などの事蹟を闡明にいられたの

である。こゝに安田さんのお名前を出したことは安田さんの不本意であることは知つてゐるが、事實を語るに餘儀なく敢てしたので、此の點は安田さんに深くお詫びを申上げる次第である。さういふ譯で一つ橋家の庇護を得、同家の祐筆信夫顯祖といふ人が謄本を書下したといふ事を私共は承知した。これは矢野正吉君が實生誌上で數々発表したし、本誌の中にも改めて詳述されてゐるから、それについては私の蛇足を省くこととする。

十一代家齊公といへば、吾々は史實上可成りその人となりを知つてゐる。それ程よく家齊公を描出した書物が多い。この人によつて寛政版が開版されてゐることは、不思議でもあり當然とも首肯ける節もある。何れにせよ當流にとつては實に偉大な恩恵である。

謄本筆者槐庵顯祖は道別と同人とのことである。この人は萬葉集略解などにも關係した人で、橘千蔭あたりと交遊があつた人らしい。歌人としては文學史上それ程とも思はれないが、謠曲道にも深く、謠文の感化で、七五調の美句を好み自然かうした柔かい優しい歌よみであつたかとも考へられる。この人の筆法だとか書法だとか、その善惡などは矢野正吉君が、それ〴〵先輩なり造詣家によつて研究されてゐることで、私の僭越な云々はさし控へたいと思ふ。私は唯寛政版の文字が謄本として最もふさはしいもので、その脱俗した筆致、氣品のある趣に對して隨喜するものである。

世は日毎月毎に移變する。謄本の時代化も到達したのである。寛政版は嘉永版となり、嘉永版は明治版となり、明治版は大正版となつた。昭和聖代にはその時代の要求がある。謠曲は古典藝術で一般藝術と同様に視、之を同様に取扱ふことはよくない、どこまでも特別扱を要する、そこに古典能樂道の藝術價があるといふ事も一應尤のことである。

が特別扱ひは多くはやがて廢類せんとするものの保護方法とも見るべく、消極的の嫌がある、能樂道は古典國技であるが今日積極的にその發展方法を講ずることが刻下の要望に投じてゐる。この意味で謠本も積極的に時代化することとなつたのである。

嘉永版といひ明治版といひ大正版にした所が、すべて寛政版の改版翻刻で、多少の崩れはあるといふものゝ、大體に於て寛政版の生れかはりであつた。その増補とか修正とか校訂などは、ある程度まではゆるされるも、ある程度以上は姑息も彌縫もゆるせなくなる。昭和版の出現は正にこの時なのであつた。多年親昵して來た寛政版及びその生れ代りの諸版とは、遂に時代を劃するに立ち到つた。せめてもの名残を留むべく幾分書風に道別の筆致を眞似びたといふだけで、謠本史上に劃期的の太線を刻みつけたのである。

此時に方り、今日の寶生謠本出版元たる「そんや」が寛政版即ち寶生謠本の初版の著者十四代英勝將監師、筆者信夫顯祖居士の靈を弔ひ、功績をたゞへ、寛政版の碑を建て、諸家に乞ひて此の文献を作り、いさゝか意義をとゞめんとするものである。爰にこの駄筆をそへ次第を述べ。

寛政版供養の記

施行於東京市本郷區寶生會（昭和三年十二月十一日）

魯 洋

寶生「昭和版」の刊行は、何んといつても當流謠本の大改訂で、謠本の一劃期を刻したものである。安政、嘉永、明治、大正と謠本の刊行は數度行はれてゐるけれども、それは悉く寛政版を複寫又は轉寫したに過ぎず、要するに寛政版の同體異身であつた。所が今回刊行の昭和版は、本文を校訂し、節付を改訂してすつかり、新規に書下したので茲に寛政版との間に一境界線を引かれたことになる。それについて、百數十年間多大の恩惠をもたらした寛政版の供養をすることになつたのである。

寛政版は十四代大夫將監英勝氏の編著にかゝるもので、これは當時一つ橋徳川家の庇護の下に開板された名著である。寛政版の文字は謠本としてばかりでなく、書道から見ても權威あるもので、之が筆者については多年問題とされてゐたが、最近安田善次郎氏によつて寛政版筆者の事跡も明らかとなつたので、寛政版供養に際して、著者の十四代宗家と、筆者の信夫槐庵顯祖（一つ橋徳川家の祐筆）居士の追善をすることゝしたのであつた。

之について當日はまた記念のために午前九時から寶生會舞臺に素談會を開催した。これは施主の招待によるもので、其範圍は昭和版會員中の希望者を以てした。午前九時開會といふのに、八時前から續々と入場者がある有様で、これ

が爲め素論も非常な盛況を呈した。來會者實に三百六十餘名。中には北陸地方や、關西方面からわざわざ上京した方などもあつた。

一般素論の役割は抽籤で決定し、番組順に夜討會我から語り始められた。その役割左の如し。

○夜討會我 シテ結束行邦、十郎西山榮、鬼王小西節子、團三郎中村作治、立衆大谷行紀、地頭三川清、

地頭林弘、荻野諭及一般來會者中より數人

○俊 寛 シテ壽原壽三郎、ツレ石渡、同淡路、ワキ立本貞美、地頭三川清、地頭小寺友英、林弘、石

浦與吉外數人

○草紙洗 シテ栗原祐治、貫之高山、王立本、立衆中村、ワキ柿村字七郎、地頭佐野巖、地小寺、林外

數名

——(休憩)——

午後一時から愈々當日の追善供養會に入る。樂屋裝束部屋の一部に佛壇をしつらへ、寛政版著者十四代宗家及び筆者信夫顯祖居士の靈位を祀り名香の薫する中に、寶生家菩提所たる東京、麻布祥雲寺の住持が導師として施行された。會者は施主さんや江島伊兵衛、實生重英氏、信夫家縁戚たる平沼淑郎博士、前田侯爵家織田小覺氏、松本長氏、野口政吉氏、近藤乾三氏、桐谷正治氏及び寶生會理事村山欽治氏、寶生會主事本間廣清氏、矢野正吉氏、吉田魯洋氏等外一般來會者中より百五六十名の方々も會され、莊嚴の裡に滞りなく執り行はれた。

之を終ると直ちに幹部の番外記念素論「松風」シテ實生重英、ツレ桐谷正治、ワキ近藤乾三、地頭松本長、野口政

吉氏の五人によつて論はれた。幹部樂師のみで一番の素論を演ずるといふことは會てなく、今後とても容易に見られぬ記録であるが、演出された松風は實に素論としての完璧たる藝事であつた。此の一番を聞いたことだけでも數百里を遙々上京した來會者の満足された事であつた。

時間の都合で鉢木を一番省いて船辨慶(シテ宇佐川知彦氏)が論はれた。かうして寛政版追善供養會は午後五時半を以て無事に終了を告げたのである。

なほ寛政版については謠本版元たるさんやが、本郷區元町寶生會能樂堂の傍らに記念碑を建立して永く寛政版に謝恩の意を表することゝなつてゐる。碑文は織田小覺先生によつて認められる。又同時に之を機會として寛政版記録(附、信夫顯祖槐庵事跡)の文献をも作ることになつてゐる。

——雜誌寶生第八卷第一號より轉載——

寛政版供養會展覽品目錄

——於寶生會能樂堂——

○寶生流謡曲正本

- 寛政版(寛政十一年開版) 大本
- 寛政版、半紙本
- 寛政版、同
- 富山版(天保十五年開版) 美濃半切本
- 嘉永版(嘉永六年開版) 大本
- 嘉永版、半紙本
- 嘉永版、卷物筆筒入前田齊泰公愛藏品
- 増上寺版(安政六年開版) 袖珍本
- 明治版(明治二十六年開版) 半紙本
- 謡曲備考(寶生九郎著、明治二十六年) 半紙本

辻 又一郎氏出品

同

矢野正吉氏出品

織田小覺氏出品

近藤乾三氏出品

織田小覺氏出品

寶生 宗家出品

辻 又一郎氏出品

矢野正吉氏出品

辻 又一郎氏出品

同

近藤乾三氏出品

松本 長氏出品

米倉一清氏出品

矢野正吉氏出品

らんや書店出品

秋元勇一郎氏出品

らんや書店出品

同

矢野正吉氏出品

本間廣清氏出品

矢野正吉氏出品

近藤乾三氏出品

本間廣清氏出品

明治版、稽古本

謡曲大成(明治三十五年開版)

明治版(明治四十一年開版) 大本

明治版(盛岡版) 袖珍本

明治版、袖珍本、節付全

大正版(大正八年開版)

大正版、地拍子手附正本(大正九年開版)

大正版、修正大正正本(大正十五年開版)

昭和版(昭和三年開版)

○

囃謡、文化版、枕本

謡鈔(十冊)

囃謡本、明治版、枕本

仕舞謡、明治版、枕本

囃謡、安政時代、寫本

○謡曲能參考圖書

諺字引、明和版(二冊)

諺訓蒙圖解

諺曲名寄一覽(明治二十九年版)
能型附、寛政時代

○寶生彌五郎太夫資料

寶生太夫彌五郎英勝自畫讚軸
仕舞扇、寛政時代

○信夫顯祖資料

短冊、寛政版筆者信夫顯祖書(五枚)

懷紙、詠草、顯祖書(一枚)

使筆法、顯祖書

歌仙繪抄、顯祖書

奇魂、顯祖書(三冊)

備急八藥新論(三冊)

萬葉集略解(四冊)

本間廣清氏出品

同

近藤乾三氏出品

本間廣清氏出品

本間廣清氏出品

同

安田善次郎氏出品

同

同

同

無窮會殿出品

同

同

昭和四年十二月廿二日印刷

同 年十二月廿五日發行

寛政版記録

附、信夫顯祖事蹟

東京市京橋區瀧山町六番地

編輯兼
發行者

江島伊兵衛

東京市芝區兼房町十五番地

印刷者

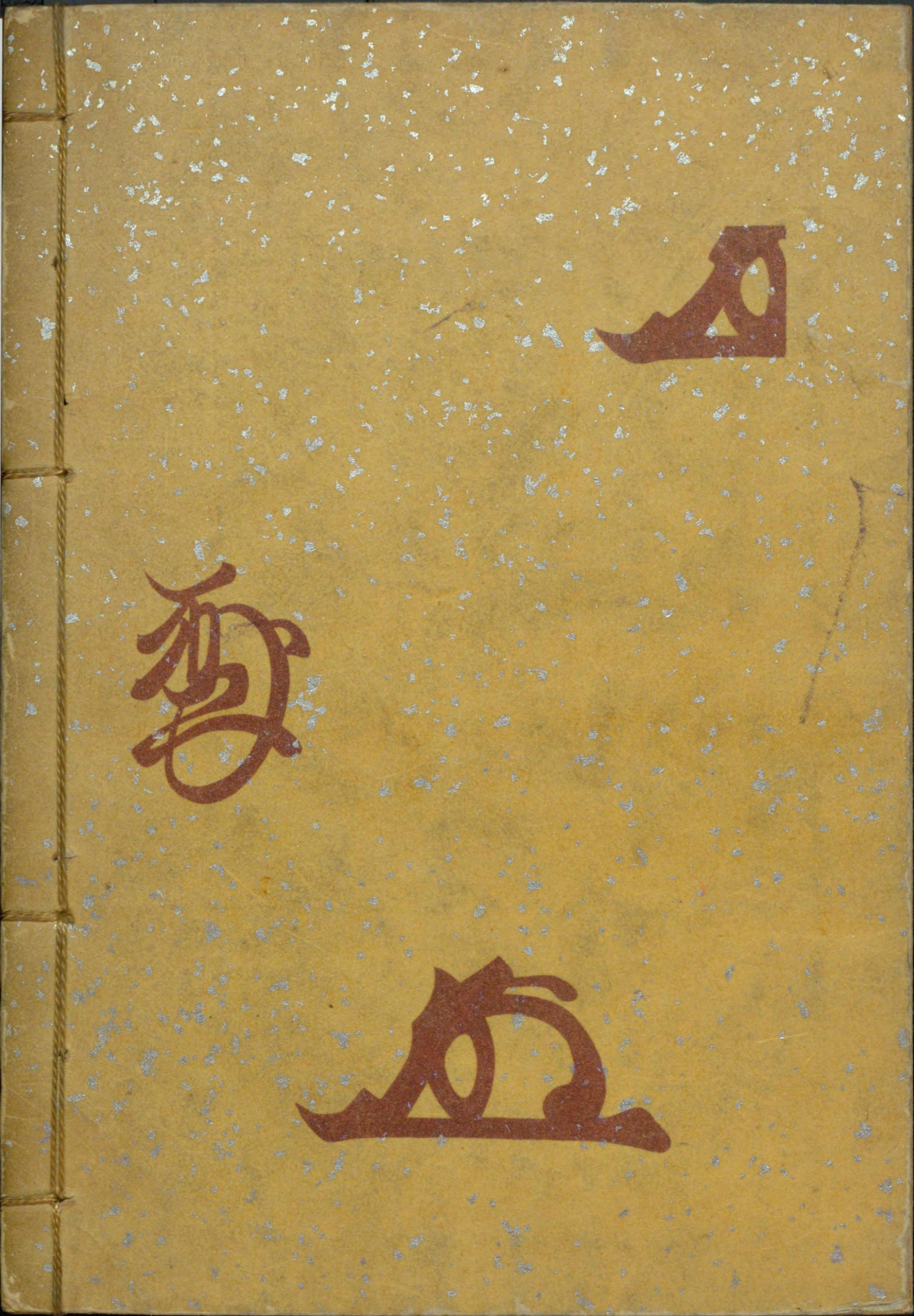
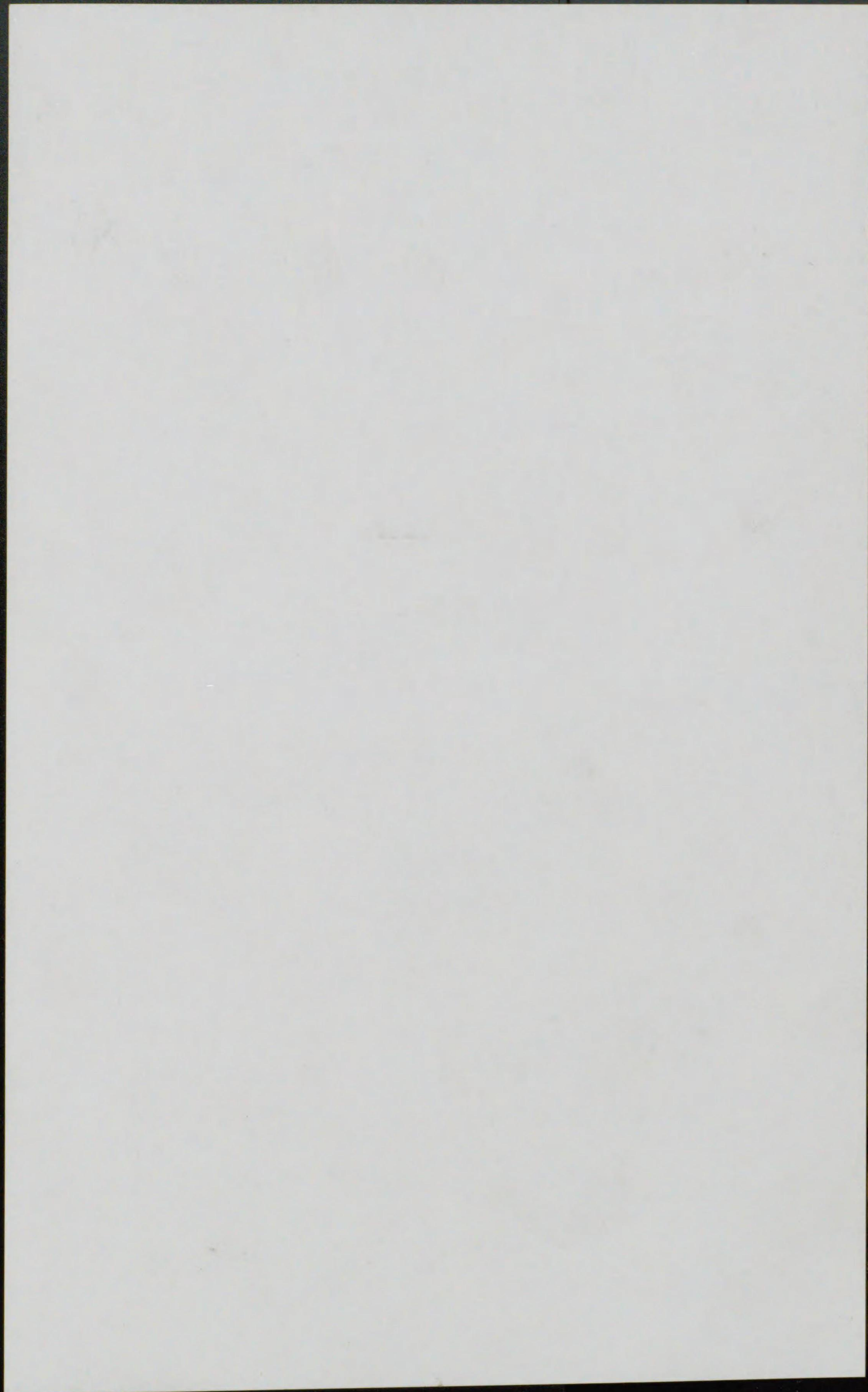
一 噲 連

發行所

東京市京橋區
瀧山町六番地

己んや書店

141
240



五

季

五